

# 琉球大学学術リポジトリ

## 岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185">http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185</a>

(6)

日米協力関係強化の  
ための取り組み  
政策

極秘

$\frac{1}{10}$

日米協力關係を強化發展せしめるためにとるべき政策

外 務 省  
昭和三十二年三月

目 次

(一) 平和政策の確認	1
(二) 日米平等の立場におけるパルトナリシップの確立	1
(1) 安全保障条約の改訂	2
(2) 日本防衛について日本主体性確立のため とるべき措置	2
(3) 軍事基地問題の処理	2
(三) 軍事面以外における日米協力関係増進のための政策	3
(1) 対東南アジア経済協力についての日米協力	3
(2) 文化芸術面等における日米協力	4
(四) 領土問題の適正なる解決	4
(1) 沖縄の施政権返還	4
(2) 小笠原諸島の施政権返還	5
(五) 対米共同府政策	5
(六) 通商経済問題	5
(1) 日米間通商について	6

	(2) 対中共貿易について	1
(七) 戦犯関係	1	6
(八) 世論啓発	1	7
別紙一	(安全保障条約改訂案) (全上設帳資料)	
別紙二	(長期防衛計画)	
別紙三	(東南アジア経済協力についての日米協力)	
別紙四	(沖縄施政権返還のための措置)	
別紙五	(中国問題と米國との調整点)	
別紙六	(日米間通商)	
別紙七	(対中共貿易)	
参考資料一	(ソ連中共の動向を中心とする世界情勢判断)	
参考資料二	(日本國民の対米感情)	
参考資料三	(日米共同声明の骨子)	

## (一) 平和政策の確認

日米両国政府は、「両国共通の基本的政策は、極東における平和と安全を維持し、世界平和に寄与することに存し、特に安全保障に関する日米協力の政策は、戦争を防止することが第一義的目的であり、両国は極東における現状を変更する目的をもつて、自ら武力を行使する如何なる意図をも有せざるのみならず、台湾の国民政府、韓国政府等が、共産政權打倒の目的をもつて、自ら武力を行使する企図を支持するものにあらざること」を、確認する。

(註) 日本国民の対米感情(参考資料二参照)と当面の共産側の対日政策(参考資料一参照)に鑑み、日米両国政府がその平和政策を積極的に明らかにして、極東における平和攻勢の主導権を奪回し、日本国民の歪められたる対米感情転換のための契機を確立することが、今後の日米関係の改善強化のための不可欠の前提条件である。

## (二) 日米平等の立場におけるパートナーシップの確立

### (1) 安全保障条約の改訂

日本が国際連合に加盟したことに伴い、在日米軍の責任と権限を明確にするため、安保条約を別紙一の通り改訂するものとする。

### (2) 日本防衛について日本の主体性確立のためとるべき措置

日本政府は、出来る限り速やかに長期防衛計画（別紙二参照）を決定し、右計画に基づき、日米協議の上、陸上戦闘部隊の全面的撤退を含む在日米軍の漸進的撤退計画を策定する。なお、原子兵器の日本配置は、この種兵器が世界的により一般化する時期迄は考慮しないものとする。但し日本政府は慎重なる与論指導に努めると共に、原子兵器問題について、将来の日米双方の政府の立場を窺地に陥れる如きことをなきよう特に留意するものとする。

### (3) 軍事基地問題の処理

前記(2)の日本側長期防衛計画と米軍撤退計画に関連し、米軍

基地の自衛隊えの多管を含む具体的返還計画を策定し之を明らかにすることとする。

なお斯る計画策定に當つて、米國側は、稠密なる人口を有する狭少なる国土に、多数且つ大規模なる軍事施設が存在する日本の現状は、世界に類例を見ざるものであり、日本國民がこれ等の軍事基地の存在により、心理的且つ物資的に多大なる圧迫を受けている事実を、卒直に認識し、軍事基地の最大限の返還について特段の考慮を払うものとする。

(三) 軍事面以外における日米協力関係増進のための政策

(1) 東南アジア經濟協力についての日米協力

別紙三による、対東南アジア經濟協力についての日米協力を積極的に推進する。

(註) 日本政府はこの際ガリオア債務返済の決意をなし、要すれば本件東南アジア經濟協力との関連における解決を考慮する。



(2) 文化学術等における日米協力

文化学術その他あらゆる面における日米協力を促進強化する。なお文化活動に關する兩國間の取極乃至誤解を作るものとする。(註) 従来の日米協力については、軍事面のみが強調され勝であり、この事が必要以上に米国の対日政策に対する日本国民の不信乃至誤解を生ぜしめたことに鑑み、この際日米間には軍事以外に、広汎なる協力の分野が存することを明らかにする必要がある。

(四) 領土問題の適正なる解決

(1) 沖繩の施政権返還

日本政府は沖繩の有する軍事上の重要性を再確認すると同時に、米國政府は、斯る軍事上の要件を満足に充足するためには、一般民政について住民の満足と支持を得ることが不可欠であることを認識し、沖繩に対する施政権を可及的速やかに日本に返還することに原則的に同意する。米國政府は究極的施政権返還

を目標として、段階的に日本政府の沖縄統治に対する参画を承認する。(具体的計画別紙四参照)

(2) 小笠原諸島の施政権返還

米政府は小笠原諸島の施政権を可及的速やかに日本に返還することに原則的に同意し、これが実現に至る段階において速やかなる島民の復帰を可能ならしめるための具体的措置について協議するものとする。

(註) 本件解決は日本国民の民族感情を満足せしめ、眞の親米感情培養に資する所大である。

(五) 対中共国府政策

日本両国政府は、対中共国府政策について、継続的に卒直なる意見の交換並びに協議を行い、両国政府の政策の一致を確保するものとする。(別紙五参照)

(六) 通商経済上の問題

日本の自立経済達成のためには、日本自ら更に努力しなければ

ならぬ幾多の問題はあるが、特に左記について米政府は理解ある協力をなすものとする。

(1) 日米間通商について

米市場は日本にとり最も重要な市場であり、日本商品に対する何らかの輸入制限措置は直ちに日本国民に大きい衝撃を与える事情につき、米政府が充分なる認識を持ち、慎重且つ同情的な考慮を払うこと。

また日本が自立経済達成のため必要な物資の米国からの入手についても米政府として能う限り好意的考慮を払うこと。(別紙六参照)

(2) 対中共貿易について

日本が経済自立達成のために、中国大陸の豊富且つ低廉なる原料(例えば粘結炭、鉄鉱石、大豆、塩等)を入手することは、絶対に必要であり、そのためには所要の見返り物資を同方面に輸出し待なければならぬ。

日本としては現在対東欧ソ連圏と対中共との間に禁輸物資の品目につき大きな格差の存していることは合理的ならずを思考するものであり、右所謂チャイナ・ディフアレンシャルの撤廃を希望して居り、この点について米国政府は理解ある協力を行うこと。(別紙七参照)

(七) 戦犯問題の解決

米国政府は現在なお服役中の日本人戦争犯罪人の早急なる一括釈放を行うものとする。

(八) 世論啓発のための措置

日米両国政府は、以上の協力政策の実施に最大の効果を發揮せしめるため、日米協力の必要性と正当性について、積極的且つ大胆に國民の啓発に努力するものとする。特に日本政府は、日本國民の民族感情が、左翼的反米主義者の宣伝に乗ぜられざるよう、有効適切なる啓発を行うものとし、米国政府は、日本國民の特殊な國民感情に充分なる考慮を払い、就中防衛問題について、國民感情を無用に刺戟せざるよう、特に留意するものとする。

極秘

本週書カ  
一項の該當  
するもの。

(1)

(一) 平和政策の確認

(米) 第子の基本的な世界政策は、戦争の発生を防止し

世界平和を維持することを目的とし、これを以て、従来より

政府の爲め、あらゆる機会に必要言語並に實際に

とて平和政策を述べ、自ら明言を為し、このことば

而して政府の今後政策を確認するものなる、日本国民

は、これを理解し、これを支持するものなる

(2)

(日) 日本国民の存在意義について述べる通り、日本国民

は素子の基本的政策を理解し、その通り行い難い。

特に指摘しないことは、相対的日本国民の存在意義は、

ソ連中央の日本難問を目的とする平和政策に極め

第からい始め、状態にあることである。この際、日本両子関係

方面の日本国民に打ち、両子の平和に打ち、意圖

と積極的の光明に導くことには、絶対必要である。

(3)

(米) 日本国民の所求愈々ある程、理解と得る所あり、

又ソ連中央の平和政策の懸念に不足の同感あり。

しかしながら、米とソ連の自由陣営の結果として、ソ連

に對する軍事上の優位を確保し、均等に是を以てソ連


務務的に

に對し得るべきこと、ソ連の侵略的意圖を排除せ

し、唯一の途と看えてゐる。ソ連の平和共済政策に

對する得るべきものは、斯うして米とソ連の

(7)

我々のことと物法を共に外ならない。  今語は右の


第7の 標準的 地位を維持せしむるべきは不考の如し

であることと認識しむべきである。 従って第7の自由派は

に於てその階級力の増強を 増進のけるのほかに

且て自由派の一人員に於て限るその例外の如し

得る。 西改派は此の点をもとに 理解しむるべき

運の平和改革にもなるべきから新陳  してはならない。



要は日本子民に於て、軍備と云ふものは、戦争の爲の

手段の爲なく、戦争の防止の爲の手段の爲と云ふこと

と理解せしむる努力が必要なりとの事

(日) 軍事的信託を維持することを以て、運の侵蝕的意圖

を排除せしむると云う事は、改革の必要は正しきものであると

信託する。このことは日本子民に理解せしむることを究極

的には日本子民の對米不信念を一掃するに在り

(6)

と考へる。但し、重なる現況の日本市民の所帯を以て

の故に激進論者特種な原因に言及せしむるを得ない。

日本市民に於て

と云ふことは、尖つた一に敗戦と云ふ陳腐な最也

深刻なる悲運に直面し、日本市民は旧弊を

畢竟其義の中心に置き、敗戦を以て旧弊を以て云ふもの

心から憎悪し、戦争の原因を以て旧弊の畢竟主義

に對して強烈な反響を懷くにせしむ。二つ協賛を以て

非武裝

占領初期の徹底した平和主義的策はもとより

従軍不勅のものと云ふべきであらう。 ~~非武裝~~ 非武裝

米子の占領効果の百八十倍の新権を以て日本の内

争闘を唱えるに足る。斯る効果新権は世界経済

の転換を治靜に且つて當然の事でありながら、

の日本を元日治靜に世界情勢を刷新し得る如き

環境に育つたのである。日本を元日治靜に

(8)

新米を控念を生ずるに難く又も可なり。

又軍向は敵軍を防止するに軍校あり

といふ事の方也 日本を既に理降せし事と云ふ一詞

一又口は不可解なり。 前出の通り、日本を既に

軍向の強比の情而日本を敵軍と云ふ事也 賦

日本を強而に隔出の事と云ふ事等忘れ得ずといふ

事ありあり 若子の事等其の事等忘れ得ずといふ事

維新の業りあると云ふことは 仲 理 通うに日本が元

の頭には 理 研し 維いものと云ふる。 史 敏 日本 改 訂 ？

事 後 向 行 った 界 論 洞 查 にかき 自 然 力 を

有 つ こと に 語 成 する こと の 内 に 打 ち 合 語 成 の 比 率 の

大 小 の こと の 比 交 し 内 部 論 に 語 成 かと 内 に 打 ち 合

造 の 比 率 を 示 して 居 る。 二 の こと は 一 見 矛 盾 する 點 に

見 える こと である 前 記 の 如 く 日 本 人 の 心 理 を 考 へ ば

外 務 省

支那の事情は如何なるか。

一、支那の事情は如何なるか。

支那の事情は如何なるか。支那の事情は如何なるか。

支那の事情は如何なるか。支那の事情は如何なるか。

支那の事情は如何なるか。支那の事情は如何なるか。

支那の事情は如何なるか。支那の事情は如何なるか。

支那の事情は如何なるか。支那の事情は如何なるか。

支那の事情は如何なるか。支那の事情は如何なるか。

(11)

諸君之進退、如何、何善、如何、  
聖賢之進退、如何、

吾人、如何、如何、如何、如何、  
如何、如何、如何、如何、

吾人、如何、如何、如何、如何、  
如何、如何、如何、如何、

吾人、如何、如何、如何、如何、  
如何、如何、如何、如何、

如何、如何、如何、如何、

日米安全保障条約改訂案

(前文略)

第一条

日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するために必要なアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

第二条

日本は、<sup>(国)</sup>アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許



与しない。

アメリカ合衆國は、日本國政府の事前の同意なくして、この条約に基きその軍隊の使用に供される日本國內の施設及び区域を第五条に定める場合以外のかなる軍事行動のための基地としても使用しない。

### 第三条

締約國は、自國が巻き込まれることがあるいかなる國際紛争をも、國際の平和及び安全保障と正義とを危くしない方法で平和的手段によつて解決すること、並びにその國際關係において、國際連合の目的又は締約國が國際連合に対して負つてゐる義務と兩立しないいかなる方法による武力の威嚇又は行使をも慎むことを約束する。

### 第四条

各締約国は、日本国に対する外部からの武力攻撃を自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。たのよるな措置は、国際連合の安全保障理事会その他の適當な機関が国際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

#### 第五條

締約国は、この條約の実施に関する常設的を協議機關を設ける。アメリカ合衆國の軍隊の日本國內及びその附近における配備を規律する條件は、両政府間の行政協定で決定する。

## 第六條

この條約は、締約国の國際連合憲章に基く權利及び義務又は國際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならない。

## 第七條

この條約は、無期限に効力を有するものとする。いずれの一方の締約国も、他方の締約国に予告を与えた後一年で、この條約を終了させることができる。

(後略)

日米安全保障条約の改訂案の説明

一 改訂の理由

現行の安保条約は、米國に一方的に軍隊配備の権利を与えてい  
るだけで、その権限の範囲も責任も明らかにされていない。また、  
安保条約と國際連合憲章との關係についても規定がない。この二  
つの点を改めるのが改訂案の趣旨である。

一 昨年の日米交渉で、日本側は、双務的な相互防衛協定に切り  
かえることを提案した。これは、「西太平洋区域においていざれ  
か一方の締約國の領域又はその施設政権下にある地域に対して行わ  
れる武力攻撃が自國の平和及び安全を危くするものと認めて共通  
の危険に対処するため行動する」という趣旨のものである。米側  
は、日本の憲法上、日本が米國の領域又はその施政権下にある地



域の防衛について責任をとりうるかどうか疑問なりとし、当時の日本の国内政情からしても、ねた子をさますようなことはしない方がよいといつて、この提案を取り上げなかつた。

右の米側の言い分には、少くとも当時としては、もつともな点があつたと認められる。けだし、日本の憲法上の問題については、たしかに疑問の余地があり、また、当時は保守政党的の統合もできていなかつたからである。しかしながら、

(1) 今回の改訂案は、いわゆる相互防衛方式をとろうとするものではない。日本についてだけ共同防衛方式をとろうとするものである。

軍隊を配備する権利が一方的に米國に与えられているのであるから、防衛についての義務が一方的になるのは、当然のことである。

ある。日本の防衛は、日本に駐とんする米軍の自衛にほかならない。したがって、防衛さるべき区域を日本以外までに拡げることによつて無理に「双務的」にする理由はない。安保条約が「片務的」なりとする日本国内の批判は、米国にその軍隊を日本国内に配備する権利のみが与えられて、その義務が定められておらず、その行動の限界も定められていないことに向けられているものである。そして、この批判には十分の理由があること、いうまでもない。自国の防衛に協力してくれることをはつきり約束しない外国軍隊の駐とんを認めるがごときは、主権国のよくなしうるところではない。また、米国は、日本が今やその防衛について米軍と責任を分かちうる程度の力を備えていることを否定しえないはずである。また、米国が相互防衛協定を結

んでいる韓国、中国、フィリピンよりも、日本を一段低く扱うべき理由はない。現行の安保条約では、相互防衛でないということから、それと関係のないことまで不平等性が及ぼされている。

(四) 日本の政局は、今や米国の最も好しいとする方向に安定している。このような情勢が続いている間に安保条約を日本国民の希望に沿うような方向に改正することは、米国の利害に合致するはずである。既得権の上に眠つて将来悪化する危険性をはらむ事態を放置することは、先見の明ある為政者の選ぶべき途ではない。

(六) 日本が国連に加盟した以上、安保条約と国連憲章の関係を明確にすべきは、当然のことである。米側は、すでに双方とも国

連憲章という帽子をかぶつていゝのだから、特に条約を改訂してまで、そのことを明らかにする必要なしといふかもしれない。たしかに、法律上必要であるとはいへないかもしれないが、入れることに反対する理由はないはずである。現に、米國が諸外國と結んでゐる相互防衛条約にはすべてこれが入つてゐる。また、安保条約を國連憲章と結びつけることが日本國民にどれだけ安心感を与へ、それだけ安保条約に対する心算的抵抗を少くするかをよく米側に説得すべきである。

以上の理由によつて、条約の<sup>改</sup>訂を提案することとしたい。米側がなかなかこれに應じようとしなないであろうことは、一昨年の交渉の経緯<sup>驗</sup>からしても推測に難くない。しかし、このような問題の取り上げ方をしなければ、既得権の上に眠らんとする米國から



安全保障ないし防衛の問題について、より軽微な形の了解すら取りつけることも容易であるまいと思われる。

## 二 修正点の説明

前文は、現行条約のとおりでさしつかえないと認められる。  
第一條

「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に」を削除したのは、もはや必要のない文言であり、また、日本の主権回復前に作成された条約であるとのらく、印を残さないためである。その代りに「日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するために必要な」という文言を入れたのは、米軍配備の目的を明らかにし、また、米軍の配備を右の目的達成に必要な程度におさえる趣旨を含むものである。攻撃的な兵器等の持込みに反

対する条約上の手掛りにもなるであろう。「武力攻撃の阻止」は、本協定前文第四条にある文言であり、武力攻撃の発生を未然に防止することが条約の本旨であることを明らかにするために適当な表現であると思われる。なお、米華条約第七条には、「台湾及び澎湖島並びにその周辺に、その防衛のため必要ならアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍、」とある。

第一条後段は、全文削除した。この規定については、日本の国会においても、日米間の交渉においても、これまでしばしばその解釈について疑義が出ているが、いずれにせよ、米側の権利を一方的に規定したもので、日本にとって好ましいものでないことは、いうまでもない。ここでは、三つの場合に米軍を使用することが定められているが、そ

のうち、(1)「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」  
するための場合については、第二条に新たに第二項を設けて、  
違つた角度から規定することとした。(2)日本に対する武力攻  
撃の場合は、修正案第四条でカバーされる。(3)日本の内乱の  
場合についての規定は、もはやその必要なきものと考える。

## 第○ 二○ 条○

「第一条に掲げる権利が行使される間は」を削除したのは、  
元来無用の文言であるのみならず、権利ばかりを強調する精  
神の現われともみられるからである。

第二項をそう入したのは、一つには第一項で日本側を制限  
しているのに対してここに米側を制限することにより相互主  
義を貫かんとするものであり、二つには、米側が台湾あたり

で軍事行動を起して日本を戦争にまき込むのではないかとい  
う国内の不安に応えんとするものである。日本国政府が事前  
の同意を与えるのは、国連による軍事行動に米國が参加する  
形を考へる場合を考へている。米側に対しては、そのような場  
合には、日本が国連の加盟國である以上、当然同意を与える  
と説明してよいであろう。なお、ここでは、米軍が日本を軍  
事行動の基地として使用する場合のみを制限し、米國が日本  
以外の地域における軍事行動のために日本国内にあるその軍  
隊の一部を引き揚げる自由は制限していない。そこまでの必  
要はないと考へる。

改訂案の第三條及び第四條は、米國が諸外國と締結してい  
る相互防衛條約の定型條文である。なお、第四條の書き出し

は、普通の場合、「太平洋地域におけるいずれか一方の当事国に対する武力攻撃を自国の平和及び安全を危くするものと認め」るというふうになつてゐるが、日本の場合、そうする必要もなく、また、そうすることが憲法上疑問であることは、前に述べた。けだし、憲法第九条の解釈上、日本に自衛権があり、その自衛権には、国連憲章上個別的のそれと集団的のそれがありうるにしても、日本のもちうる集団的自衛権は、自国の防衛のため他国の助けをかりうるという消極面に限られてゐると解すべきで、集団的自衛権があるからといつて、他国と本格的な相互防衛協定を結んで他国の領域までも防衛しうるとなすことは（たとえ範圍を西太平洋地域に限つてみたと）ところで、地域を限らない場合としては、量の相違があるの

みて、質の違いはない）、憲法第九條の趣旨をあまりに逸脱した解釈であると考えられる。改訂條約案による場合、相互防衛關係は、いわば日本と在日米軍との間に成立するとみるべきで、それは、平和と安全の維持のため協力することを標ぼうする二国の間で、その一方だけに他方の軍隊が駐屯する場合の相互防衛關係としては、最も自然な形であるといふことができる。

なお、米韓、米華の條約では、いずれもこれらの條文を條約の冒頭にもつてきて、米軍の配備に関する條項は、その後が末尾に置いている。これは、觀念としては、まず締約國間に相互防衛關係があつて、そこから米軍の配備といふことが導き出されるという体裁を選んだためであるろう。しかし、日

本の場合には、実体的にそうでないのみならず、前述のとおり、観念的にもそうではないわけであるから、条文の位置は逆にならざるをえない。

第五〇条（以下特記しない限り改訂案の条号による）

新たに第一項として、「締約国は、この条約の実施に関する常設的な協議機関を設ける」との一項を入れた（軍隊の配備を規律する行政協定に関する規定は、第二項となる）。これは、すべてを協議の対象としうるようにする趣旨である。なお、米華条約第四条はこのとおりの規定の仕方になつてゐるが、米比、米韓のものでは、「いずれか一方の締約国の政治的独立又は安全保障が外部からの武力攻撃によつて脅かされてゐると両国のいずれかが認めるとき」も協議することにな

なつてゐる。日本の場合には、日本に対する脅威だけが問題であるわけであるから、それを日米間の協議に附するたてまえとするのは、おかしいと思う。

なお、上記三條約には、いずれも、締約国が「単独に及び共同して、自助及び相互援助により、武力攻撃を阻止するための適当な手段を維持し、かつ、發展させる」べき旨の規定が設けられているが、本格的な相互防衛の色彩が強すぎると思われるので、この改訂案には取り入れないことにした。

#### 第○六○条○

この條約に対する國連憲章の優位性を明確にする規定である。当然のことであるが、これを入れることの政治的効果は少くないと思われる。なお、米華、米比の條約にはこれがあ



るが、米韓のものには入っていない。

### 第〇七条

条約の有効期間に関する規定を、米比、米韓、米華と同じ趣旨に改める。この修正に対しては、米側は最も強硬に反対するであろうが、日本側原則としては、この程度のもを打つつけた方がよいと思われる。修正案自体としても十分の理由があるものである。

(イ) 日本の内政の将来に対して、フィリピンや国府、李承晩政府ほども信用を置けないということとは、ないはずである。

(ロ) 日本の防衛は、日本国民自身の問題である。そのためにもどのような安全保障措置を選ぶか、どの程度のもので満足

するかは、日本国民自身が判断すべきことである。それが結局は米国政府の判断なり認定なりにかかっているような現在の規定が独立国として甘受しうべからざるものであることはいうまでもない。

(ハ) 米側は、日本に社会党内閣ができた場合のことを心配するであろう。しかし、条約を今のままにしておいても、将来日本に社会党内閣ができた場合には、何かとこれとの協調を計るため安保条約を改訂するほかなかるべく、既得権をたてにとして無理に押しつけていようとしても、安保条約の本来の目的を没却する結果になつてしまふであろう。他面、現行条約をこの際改訂しておけば、将来社会党内閣が出現した場合においても、社会党が党を割ることなくし

て、改訂された安保条約の廃棄を強行することは不可能であらう。

効力発生

この改訂も批准されなければならぬものとする。

### 三 条約改訂が目米交渉において占むべき地位

総理が訪米されるについて、国民が最も期待しているのは、安保条約の改訂である。したがって、米国が日本に安定した保守政権が出現したのに歓迎の意を表明し、これを支援する最善の方法は、この国民的要望に応えるにあることを強調すべきである。日本に安保条約に公然と反対してきた政敵の内閣ができてからでは、改訂の時機を失することになる。また、民主政体の下においては、二大政党間の政策のへだたりは、事外交に関する限り、できるだけ

け狭めるように努めなければならぬが、安保条約の改訂が右の目的に資すること大なるべきは、疑いをいれぬ。

しかし、こういう議論は一応了解したにしても、米国の外交当局者に軍部その他の反対を押しつけてまで改訂を強行する決心をさせるには、こちらにも相当の腹構えが必要であると考える。ガリオアの債務のような日本側のひげ目になつてゐるような懸案も、同時に解決する位の決意は必要である。ドイツもすでに払つてゐることだし、どうせ一度は払わなければならぬものである。恩惠的な關係を清算しない限り、まがりなりにも対等を外交はできない。

# 極秘

別紙 二

## 長期防衛計画

(主要兵力目標)

(目標達成時期)

陸上自衛隊

自衛官一八万

一九五八年または一九五九年

海上自衛隊

艦艇 一一万一千トン

一九六〇年

航空機 約二二〇機

航空自衛隊

航空機一三〇機

一九六〇年

(うち実戦機七七七機)

(備考)

(一) 兩國政府は、ソ連、中共の軍事情勢とこれに對應する米國の世  
界並びに極東戰況、並びに日本の果すべき防衛策について、純軍事  
的見地より継続的に検討を行うこととする。但し現実の日本の防  
衛計画については、日本國內の政治的、法律的並びに經濟的制約  
を充分に考慮し、少くとも前記計画実施期間中は、日本が自國防  
衛のためできる限り第一次的責任を負い、米國の負担を軽減する  
ことを目標とし、前記の兵力目標を超越する如き計画は考慮せざる

ものとする。

(2) 前記計画実行に必要とする米国の軍事援助並びに日本自体の防衛上の整備とこれに対する米国の援助について随時協議するものとする。

(3) 日本政府は、進歩せる兵器の発達とこれに対する米国の援助を容易ならしめるため、秘密保護措置の強化を図るものとする。

極秘

対東南アジア経済協力についての日米協力

(昭三三三三九アジア局)

一 基本問題

東南アジア諸国は、国々によつて多少異なるが、一般的にいって低開発地域に属し、過剰人口を擁して生活水準が低く、原始産業を主たる産業とし、資本及び技術の欠乏に悩んでいる。東南アジアの経済開発はこれら地域の政治的将来を決定する最も重要な要素であり、その経済的發展と政治的安定は、自由諸国にとつて絶對必要であるとともに、日本としてもこれに死活的関心を有する。これら地域においては、原始産業の生産性の向上、多様化を計るとともに、衛生、教育、運輸、灌漑、動力、大工業等基礎的建設を促進することが必要であるが、資本及び技術の欠乏は外国の

援助協力を得る他にない現状である。

日本は東南アジア諸国の必要とする技術及び工業生産力を有し、又これら諸国と地理的にも人種的にも近く、特に中小企業を含むこれら諸国に適合する産業とその育成の経験を有しており、これら諸国に対する経済協力をなすのに最も適性ある国の一つであると考えらる。又賠償等による資材の提供をもつて、経済開発に資する関係にある。

しかしながら、かかる経済協力をなすのに特に賠償等の国際義務を有する現在充分な資金をえて得ない状況である。

米国の経済援助が高き理念と大いなる資金をもつてなされ、東南アジアにおいてこれを歓迎している国がある反面、批判的、拒否的な国々もあるとすれば、それはこれらの国の対米疑惑（かつ



ての西歐諸国の殖民地政策に対する反感に起因するとか、基地その他の代償の要求に対する警戒あるいは中立主義的思想等から来るものである。一、米国の要求する資料、計画等がこれら諸国に余りにも厳格なりとの印象を与えたこと、あるいは又米国の高度の技術がこれら低開発地域には高尚すぎる等のことからである。

かかることから、米国その他先進国と東南アジア諸国とで東南アジア開発基金を設置する等、リीडジョナルな方式が考えられるのである。この構想は米国でも考えられたよりであるし一例えば一九五六年エリック・ジエンストン氏来朝の際述べられた国際準公社案、日本も又かつてスタッセン、ダレス、フーバー諸氏の来日の際提案したことがある。この方式は政治的色彩を余り伴わず、東南アジア諸国の体面も立ち、優れた点を有しているので、将来この方面にもつてゆくべきであると考えるが、現在その実現には色々の困難がある。即ち東南アジア諸国は独立後日尚浅く、ナショナルリズムが非常に強く、又諸国の経済開発のテンポが異り、ある国々の間には相当の反目がある現状で、この基金を使用するため自国の経済計画に容喙されるとか、多額出資国よりの干渉を受

けるとか、又東南アジア諸國中比較的開發の進みつつある國に有利であるとの危惧等よりこれに反対する國々があるからである。

一 昨年シムラ會議に日本よりこの構想を提案したのに対し二、三の國より反対があつたのは、右のような理由からであつた。

なお、リージョナルな構想として、東南アジア諸國の外貨不足の現状にかんがみ、域内貿易促進のため米國の資金的援助を得て、決済金融機構を設置する案がある。この構想も將來その實現が望ましいが、現在においては、ほとんどすべての東南アジア諸國が國際収支が赤字であり、一方又英國よりの強い反対が予想されるので具現が困難であると考えられる。又米國等の援助を得て東南アジア經濟同盟を構成することも、經濟開發が低く、又既に述べた諸事由のため現在直ちに實現することは困難であると考える。

唯これらの諸構想は将来その具現が望ましいことは勿論であつて、  
今より研究を進めておくことは必要である。

## 二 日米協力の態様

東南アジアに対する経済協力は現状においては、各国別にそれに相応した形でなすことが実際的である。そしてこの経済協力に日米が相携えて協力することを要望したい。それは、一に述べた理由により、米国が矢面にたたず、日本を通じて対東南アジア経済援助をなすことがより効果的に所期の目的を達することになる面があると考えらるからである。又日米の協力により、東南アジアに受入れ易い日本の技術及び工業を導入し、その経済開発を促進するとともに、日本自身の経済発展、ひいては自由陣営の強化にも併せて効果をもたらすこととなるからである。日本の東南アジア経済協力に米国の協力を得ることについては、これまで度々要望を提起したが、此際左の諸施策について米国の積極的考慮を促し

たい。

(一) 日本の東南アジア経済協力のための投資機関に対する米国の投融資。

東南アジア経済開発には、少くとも四十億弗程度の外資を必要とする<sup>五カ年度の調査報告</sup>と推定される(昭和二十九年<sup>五十七</sup>月経済審議庁調査)日本

は民間企業による経済協力を促進するため、現在輸銀法及び投資保険法の改正を進めている。しかしながら、賠償等国際義務を負担している日本は資金的に充分の措置がとり難い。又東南アジア諸国に対する投融資は危険率の多いことも事実である。故に米国の協力を得て、相当大きな資本による投資機関を設けて、投資又は長期低利の融資が出来ることが望ましい。

又東南アジア諸国においては経済開発のための調査が欠けてい

るとともに、投、融資のためには、かかる調査が必要であることに鑑み、この機関に調査部門を設け、要すれば他の諸機関とも協力し、東南アジア諸国の要請ある際は調査をも行うこととしたい。これが実現すれば今後東南アジア経済協力は著しく推進されるであろう。又日本よりの賠償受取国が、その得た資本財をもつて企業を運営するに当つても所要の資金を得ることが容易となるであろう。この機関は当初二、三億弗程度のもとし、漸次拡大することが实际的であると考える。

(二) 特定プロジェクトに対する米国の協力

日本と特定国との間の特定のプロジェクトに米国が援助協力すること。

例えば印度のルールケラー開発計画の如き、日印両国に利益を齎すもので、その所要資金の大なるものについて米国が援助協力を与えることは、最も効果的であり、また最もワーカーブルである。米国の協力の促進を熱望する。

今後タイの石油精製施設（日本の特別円による）の拡張及び連繫工業の建設、タルタワ島の漁業開発（日本は目下コロンボプランにより調査団を派遣中でICA係官も同行している）ヤンヒーダム建設、ヴェトナムのターニムダムが日本によつて建設される場合の第二期建設工事その他多くのものが起ること



が予想される。

(三) 米国の対東南アジア経済援助に日本の技術資材の利用。

ICAの東南アジア諸国に対する具体的援助に当つて、日本の技術または資材を利用ありたいこと。特にこれら諸国がICAの援助を受けるために、プロジェクト、レポートを要求されるために困難を生ずる場合がある際、日本は、調査並びにプロジェクト、レポートの作製に協力することは、ICAの活動を促進し、被援助国を利用することも多いと考える。

(四) 米国の対東南アジア経済協力の計画及び実情の連絡。

日本は東南アジア諸国に対する経済協力に当つては、これら諸国の経済開発計画と相関性をもたせると共に、米国等よりのこれら諸国に対する援助と調和させることが必要であると考え

る。殊に、一にも述べたとおり、運輸、灌漑、水利等（水カ）の基礎的建設は、米國等の援助に俟たねばならぬもの多く、現在既に行われまたは行われんとしているものも多いようであるが、I C A の各国に対する援助の具体的計画及び現状について常時詳細な連絡が願いたい。更にはまた日本の希望も取入れられたい。

例えば、ラオス、カンボディア等に対する日本の経済協力は、I C A のこれらの国に対する経済援助と密接な関係をもたせることが必要であると共に効果的である。また、メコン河あるいはガンジス河の開発についても、(三)にのべた日本の技術協力の面があると考えると共に、これが早い機会に実現することは関係諸国の経済開発に一転機をもたらすことは明かである。

三、技術研修センター設置に対する援助。

東南アジア諸国に最も欠けているものの一つが技術であることは既にのべた通りである。コロンボ・プラン、IGA等によりこの面に対する援助が行われているのであるが、これを更に促進するため、既に再三米国に要望した左のことを更に強く要請した。

(一) 東南アジア諸国におけるトレーニング・センターの設置。

東南アジア諸国に農、工、鉱、漁その他の専門トレーニングセンターを設置することは、多数の技術者を早急に作り出すために効果的である。

(二) 日本にトレーニング・センター設置のための援助。

日本に各種トレーニング・センターを設置、拡張するについ

て米国の援助を得たい。

日本は既に農業センターを設置し、また近く宿舍を含むオリエンテーションのためのセンターを設ける予定であるが、資金難の現状にかんがみ殊に I C A による研修生が、来会計年度五〇〇名を予想される現在において、米国が右センター建設に援助を寄せることは、これらの受入れを円滑ならしめるのに寄与するところ大である。その他、中小企業漁業等のトレーニングセンター建設にも援助が望ましい。

#### 四 世界銀行支部の開設。

世界銀行が東南アジア経済開発に今日大きな寄与をなしているのであるが、これを更に促進するためその支部をアジア出来得れば東京に設置することについて米国のあつ旋が得たい。

参考資料(一)

案件例

マインド・ルルケラー地区鉄鉱石開発計画

本件は一九五二年末から日印間で非公式話合が行れたが、具体的な話は一九五五年十月シンガポールにおけるコロンプ計画協議委員会の際、日(石橋)インド(ナンダ)米(ホリスター)三代表間で取上げられた。要点は、鉱山の機械化と開発、鉄道、港湾の輸送設備の改善を行い、インドの鉄鋼生産計画の必要を充すと同時に、日本に年間二〇〇万トンの鉄鉱石を供給する。資金はインド政府千九百万ドル、外貨三千万ドル(日本から鉄道車輛繰延払で八百万ドル、米大統領基金二千二百万ドル)であるが、米大統領基金の支出につき米印間で交渉中。

### ニタイ国ヤンヒーダム建設計画

バンコック北方四二〇キロのメナム河支流に一五〇メートルのアーチ・ダム、貯水量一二〇億立方メートル、五〇万KW、総工費八千万ドルの構想で、先ず排水トンネルの掘さくに着工した。

しかし、アメリカ的設計とそれに基づく機械類がタイ側の技術水準からかけ離れ、労務者の拙劣な管理、工事予算の不足、資材供給の不円滑等で工事進捗せず、取敢ずトンネル工事につき日本側の広範な協力を要請し来つた。同時に工事責任者一名をコロンボプランで派日し来り一方、日本より中堅技師二名を現場に派遣したが、設計全般の再検討を要す。

### 三タイ国タルタワ島漁業基地建設計画

南タイ印度洋岸の無人島タルタワに日タイ合弁の漁業基地を設

け、日本より遊休漁船三百隻を招致して大規模なマグロ漁業の開  
発を試んとするもので、本年二月より一カ月間、コロンボ・プラ  
ンにより築港、海洋調査、森林、冷凍設備等の専門家八名並びに  
水産庁調査船照洋丸を現地に派遣して実地調査を実施中のところ  
相当有望との中間報告を得た。右調査団には在バンコック I C A  
係官も同行、米国の資金援助にも期待がかけられている。

参考資料(二)

これまで米国にあるいは米国より提起された諸構想概要

一 一九五五、三、九

スタッセン 対外活動本部長官来日の際、外務大臣より手交せる  
日本政府の見解（大蔵、通産、農林、企画庁と協議して作成せる  
もの）

(1) 東南アジア地域の経済開発について、徒らに大規模な工業化を  
急速に進めようとする、地場資金の欠如、技術者、輸送機関  
等の基礎条件の欠如、製品の消化購買力の見透し不明、輸出競  
争力の貧弱、現地インフレ助長の危険等の障害があることを先  
ず念頭におき、住民の八割を占める農民の所得増大（農業生産  
性の向上）、家内工業中小企業（単純加工業）等の奨励等漸進



的工業化を図るべきで、これと併行して工業化基礎条件の整備につとむべきである。

(2) アジア決済同盟の構想については、全般的に入超傾向の強い現段階においては無理が多く、一方、ボンド地域については日英支払協定の上から問題が多いので、欧州におけるような全域的多角的決済機構は到底その時機でない。ただし、三国ない至四国程度の小規模な多角的決済方式は研究すべきだ。

(3) 米国は民間投資に期待をかけているが、投下資本の安全性と営利性に疑問のあるこの地域では、これだけでは巧くゆかない。  
「東南アジア経済開発基金」の設置が望ましい。

(4) 日本が行つて効果的なのは技術協力である。もしFOAの資金提供があれば、左記の設置をしたい。

農業技術指導センター

家内工業

工業技術

医療・保健・生活改善指導センター

海運技術指導センター

陸運

通信

資源利用科学研究所

フリーバー國務次官（ホイスターIOA長官同行）来日の際、石橋、高崎兩大臣、朝海公使との会談で提出したもの

(1) 東南ア住民の生活水準引上、日本貿易の依存度からみて日本は経済協力を今後積極化したい。

(2) コロンボ計画及びIOAその他の技術協力を拡充したい。

(3) 賠償は東南アの工業化及び工業化の基礎条件の改善に資するが、地場資金の欠除から成果が十分あがらないことを惧れる。

(4) 東南ア開発形態として、重工業化に重点を置かず、住民の生活水準向上、國際収支の改善等を圖るため、特産物の生産向上、家内加工業に重点をおくべきである。

(5) 大統領基金の使用について「二國以上の利益」ということを広

義に弾力性をもつて解すべきで、生産性向上の結果、日本が買  
易くなることは相手からみれば国際収支の改善となり二国間以  
上の利益となる。

この点につき経審からの提案左のとおり。

#### 大統領基金の使用促進

(イ) 鉱工原料、食糧等の生産性向上並びに集貨、輸送機関の整備拡  
充に使用することは価格を引下げ、日本としては買易くなるの  
で、日本とこれらの国との貿易拡大に寄与する。特に従前中国  
大陸に依存した物資については重点的に考えてもらいたい。

インドのルールケラール鉄鋼石開発計画はこの一例である。

(ロ) 国際河川例えばメコン河、ガンデス河等の開発は経済的利益が  
大きい。

(1) ローカル・エクスペンスの援助

特に賠償、経済協力等で日本が出した資本財を経済的に結実せしめるためには地場資金が絶対に必要であるにもかかわらず東南アジア諸国はこれを欠いている。

(2) 資源、立地条件等の基礎的資料の総合調査機関を設置して貰え  
ると、開発計画の立案そのものに資するとともに、現在の懸案  
解決の一助となる。

右機関に日本はその技術的知識をもつて他国とともに積極的に  
協力する用意がある。

Eric Johnston

来日の際演説で二十年をいし五〇年の長期低

利のローンを可能ならしめる一種の国際準公社案を提案した。

*There could in fact be created some instrumentality, say in the form of an international quasi-corporation through which may free nations could participate and contribute, and in which private as well as public investments could be channeled for the common good.*

四一九五六、三、一八

外務省よりダレス長官に手交したノート

コロombo・プランの効果はプラン参加国中の英連邦諸国には相当キントンしているが、その以外の国には必ずしも十分でない。それ以外の国の中にはたまたま日本が賠償を払うべき国がある。

米国は経済援助をするについて地域的再調整と日本の賠償とを考慮に入れてもらいたい。そこで、「アジア開発基金」

の設定を昨年フリーパーに手交した次第である。

五一九五六、三、一七

松本<sup>弘</sup>安左衛門氏よりダレスあて提案

- (1) 対共対策として長期かつ十分な経済援助が必要である。
- (2) 米国は東南アの心理的要素（反植民地主義、反欧米的气氛）をよく考え、一方、日本は戦時中の対日感情を考え、日米協力体制で経済協力をするには、この点の解決に資する。

### (3) 実施方法

- (1) ジョイントン構想は参加国が多すぎて手続の煩雑化、参加国同士の摩擦等があつて難点が多い。従つて、日米二国の

みの資金的技術的協力を先ずやるべきだ。日本の賠償は特に日米協力の手掛りに利用すべきだ。

(四) 日・タイ特別円方式を例として、先ず日本と現地との合弁事業を作り、これに米国が資本協力するという形が望ましい。合弁事業（経営管理の面を日本が担当）なしに、単なる資金を投融資することは、結実しない。

実施対象例 タイ、精油プラント

ヤンピーダム

ヴェトナム、ダラート水力電気

メコン河綜合開発

（目下、エカフェが計画中なるもソ連が介入しているの  
で困る）



六一九五六、九、二〇

一万田構想

IMF総会の際、IMF、IEO等と協議したと伝えられる「東南アジア金融公社」構想、これは前記ジョンストン構想の焼直しである。

七五六、三、二七

高碕試案（従来の持論をまとめたもの）

賠償の効果をあげるためには賠償額の二倍以上の地場資金が必要だが、日本のみが主導的にこの問題を取りあげると摩擦を起すから日米協力でやりたい。

そのため日米で「アジア開発公社」を作り、賠償受取国に低利長期の資金を提供する。

資金は差当り二億ドルとし、日米折半で出資する。

この公社は借款供与と、無議決権株式投資の形で資金を提供する。

株式投資は将来その国の資本と肩代りする。

# 極秘

別紙 四

## 沖縄施政権返還のための措置

### 第一段階

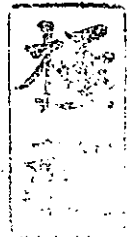
軍用土地の接收並びに補償などの行政事務及び教育行政について、米國政府は日本政府の意見を求めるものとし、これがため日本政府は所要の政府職員を現地に派遣駐在せしめる。

### 第二段階

前記措置を他の行政事務に対しても拡大適用する。

### 第三段階

日本政府は、沖縄における米國の軍事上の要件を満足に充足せしめるとの条件の下に、米國政府は施政権を全面的に日本に返還する。右目的を達成するため日本政府は、軍事上必要なる土地、建物などの接收について特別の立法措置をとるものとする。



中国問題（米側との調整点）

三三三九  
アジア局

中共が巨大な資源と人口とを有し、国家として成長しつつある事実はこれを無視し得ない。従つて将来ある時期に中共を中国大陸を現実に支配する政府として承認することは自然であり又不可避である。但しその時期については米国その他と充分に意見の交換をし、国連における動きをも勘案して決することが必要である。

その際最も困難な問題は台湾の措置である。中共の實力が国内的、国際的に増大しつつある現実に伴い、国府の地位及び實力が相対的に低下しつつある現状は卒直に認める必要がある。併し台湾が共産圏に属することは、自由諸国としては防衛的観点からも、世界政治上の観点からもこれを阻止せねばならないと思う。従つて台湾が何

らかの形で中国大陸より分離したいわば二つの国家という形での解決を考へる外ない。二つの別々の国家となるということには、国府、中共ともに反対していること周知の通りであり、又、台湾が分離した時に中国本土から来た現在の支配階級と台湾人との関係一即ち台湾人の独立国となり得るかという問題一に微妙なものがあるが、これについては、米国の腹のきめ方如何が最重要な要素となると思う。この点について早く見通しをたてておかないと、中共の台湾解放工作が意外に早く進んで中共による一つの中国の統一が実現する可能性あることが虞れられる。

共産主義ない至共産政権に対する認識については、わが方と米国の考え方に基本的に相違はないと信ずるが、わが国としては、中共との関係は、その地理的、歴史的、経済的立場から動き方としては米國と相当異つた動き（即ち中共との接觸を相当多くする）を必要とすると考ええる。特に経済的問題においては、相手が共産主義に基く全体主義國家である点を相当割引して考えても、なお、かつわが國に対する大きな重要原材料供給地（粘結炭、鉄鉱石、大豆、塩等）たることは否定出来ず、又わが國の重、輕工業品の市場として決して小さいものではないことも否定出来ない。東南アジア開發がある程度進んだとしても、右の重要性は否定出来ない。

（又、一例を歴史的、文化的なものにとれば、現在中共においては漢字の簡略化が急速に行われている。わが國でも簡略化が研究さ

れている。この両者が全く無関係に行われるために、従来中国文  
を完全に理解出来たわが国民は、以後これが不可能となり、東洋  
文化に対する理解に大きな支障となるというようなことがおそれら  
れる。

右のようにわが国としては、どうしても中国大陆との接近を必要とす  
るいろいろな要素のあることを米側として充分理解することが望まし  
い。

わが国の立場が右のとおりであり、又国府、中共関係の納め方は前  
記のとおり考えているので、米國としても、中国の情勢がこの方向に  
納まるよう、国府、中共両政府及び国際場裡にこのような氣運を醸成  
する如く配慮し、終極的には中共との話合いによつてこれをリーガラ  
イズするという筋道を進むことが望ましい。

(参考資料)

米側と意見交換する際の問題点

アジア局  
三三三九

中国問題について米側と意見交換をする際における基本的問題点は概ね左のとおりである。

(一) 共産主義に対する認識

(二) これに対する防禦の対策

(三) 中共、国府の現状に対する認識、在外華僑の現状の見方

(四) 中共、国府のバランスの動き方に関する認識（これに伴う在外華僑の動向）

(五) 中共、国府関係のおさめ方

(六) わが国の特殊の立場

右のうち(一)については両者に考え方の相違はないと思われるが、



米側は日本側の認識が浅薄であると危惧している模様で、従つて(一)についても日本側の態度に信頼を置いていないと見られる。(三)(四)については両者の間にある程度の認識の相違がある。(米側は日本側に比し、中共をより弱く、国府をより強く見ている。)

右の認識の相違により当然(五)についての考え方の相違が出てくる。(米側の態度は、国府支持一本で、これ以外の考え方が権威ある筋から内密にも示されたことはない。)

右の如き状況下であるので(六)について米側は容易に理解しない。従つて、米側との話合いにおいては、(一)、(二)についての基本的考え方、(三)、(四)についての専門的検討、(五)、(六)についての大局的討論を合せて行う必要がある。

≡ 米側が中共に反対する理由と考えられるものは、別添一のとおり

であり、特に今年二月六日行われたロバートソン國務次官補の演説（別添二）が單的にその理由を述べている。

なお、差当り中共關係で起つてゐる具體的諸事項についてのわが方の処理方針は別添三のとおりである。

米国の中共に対する考え方

一 米国の中共観の基本は、

(1) 共産主義は悪であり、従つて共産主義政権は内部崩壊する必然性を持つてゐる。

(2) 右の内部崩壊を助長するには外部より圧迫（心理的、経済的）を加えることが上策である。（従つて中共不接触政策、禁輸政策は必要であり有効である。）

(3) 共産政権の目的が世界共産化にありこのため自由諸国に工作を行ひ極めて危険である。（不接触政策が必要である。）

(4) 中共と自由諸国の貿易の可能性は極めて少く、中共にのみ利があつて自由諸国の利となることは少い。（従つて禁輸政策は正

二 右の基本的考え方の上に更に米国が中共と接触せず又自由諸国が接触することを欲しない諸理由として、左の諸点があげられる。

(1) 中共が国連から侵略者の烙印を押されている以上これを国際社会に入れられない。

(2) 台湾地域の武力不行使を確約しない以上交渉を進められない。

(3) 抑留米人を釈放しない以上接近出来ない。

(4) 米軍将士が多量の血を流しているから接近出来ない。

(5) 国内の非人道的圧政を行っているから国際社会へ入れられない。

(6) 海外華僑に与える影響、ひいては東南ア諸国への影響が大きいから正式に認められない。

(7) 自由諸国の共産化の虞れがあるから接近出来ない。

(8) 特に日本については中共が強大となることは日本の競争者とな

ることであり、日本のためにならない。

更に最近極東担当ロバートソン國務次官補は米國ブルーミントン市の演説において米國が中共に反対する理由を要約して次の諸点をあげている。

(一) 中共承認は國民政府の解消を意味し、戦略的に極めて危険な状態となり、道義的、精神的にも危険となる。

(二) 國府への公約を放棄すれば東南アジア諸國の米國への信頼を失い、これらの國が中共と妥協せざるを得なくなる。

(三) 國府が解消すれば東南ア千二百万の華僑は中共國民となり各國への共產侵透の細胞となる。

(四) 法的にいつても承認の根拠はない。過去にみられる如き虐政を行つてゐる中共は國際社会に入る資格はない。

なお、同氏は同演説において

米国が中共政権に反対するのは、

(一) 共産主義や全体主義を嫌うからではない。

(二) 朝鮮事変で血を流した感情上の問題ではない。

と述べているが、特にこれを否定しているのは米国与論の中に依然としてこの二つの感情が中共反対の強い要素となつていゝものと解される。

中共関係当面の諸緊要事項についての処理方針

日ソ復交後の中共問題

ソ連外務省第二課  
五十一、一十一、一四

日ソ交渉成立に伴い中共問題が議論の焦点となるのでこの際外務省として統一的見解、対策を明確にしておく必要がある、左記の如く取扱うことといたしたい。

記

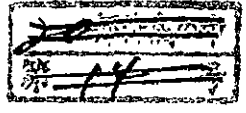
一 中共との正式国交開始ない至承認の問題は中国問題処理の根本問題であり、国際情勢の動きを勘案して決すべき問題であるので更に別途慎重に検討を継続することとし、この際は従来通り現段階においては中共承認ない至正式国交開始等は考慮し得ずとの態度をとり、本件については世界多数国の動向特に国際連合の決定を尊重するとの態度をとることとする。

二 国連加入後の中国代表権問題については、国際情勢に大なる変化なき限り当分中華民国政府を支持することとする。

三 中共との間に起りつつある具体的諸懸案については左の通り処置する。

前記の理由により

極秘



中華民国で承認しては

## (一) 貿易協定、支払協定

(一現在民間協定があり、これを政府レベルのものにしようとの動きが強い。)

現段階においては政府間の協定は考慮し得ず、貿易協定については従来通り民間団体の行うところに任せただ必要ある場合には助言を与えるようにする。

支払協定については、民間銀行において中共側当事者と話し合ふことを認め必要の助言を与える。

## (二) 貿易代表部の交換

(双方民間の代表を常駐させる方向で話が進んでいるが、指紋の問題で困難に逢着している。)

従来経緯より少くとも民間代表の交換は認めざるを得ない状況にある。先方の常駐が認められると、民間の名を冠しても事實上広範囲な活動を行うこととなり、又日本側の各方面から活潑な接触が起りこれを守りたてて事実上従来の旧ソ連代表部以上の機能を行うことが予見される。且つ「民間」なるが故に反つて政府としてこれをチェックし得ない不便もある。



その際外務省を以て  
 之れを以て利用し  
 且つ指導し得よう  
 なることを加えよう  
 検討す。

従つてこの際、どうしても何らかの貿易代表を交換せざるを得ないような場合になつた際には、これを何らかの形の政府ベ  
 ーシスの代表部とした方がむしろ取扱い易い利点のあることも  
 考えられ、且在中共日本側代表も充分な活動が出来る利益のあ  
 ることが考えらる。併しこの点是对米、対国府関係もあるの  
 更に検討を続けることとし、現段階においては、とりあえず民  
 間代表の相互駐在をみとめ、之れが實現する際には、日本側  
代表員は外務省員を自立たざる形で相当数加ふることとする。  
 (注)この点については対米関係において危険ありとの意見あり、  
 結論はいたしず

(三) 郵便物交換取極めの問題  
 (なお、指紋問題については外務省として外交官ない至公務  
 員の査証は付与出来ないので、免除が必要であれば法務省にお  
 いて便法を考究して貰うこととする。)

(現 在 直 接 交 換 の 方 法 が な い の で 不 便 で あ り 、 郵 政 省 に お い  
 て は 交 換 協 定 を 作 り た い と 望 ん で い る 。 中 共 側 は 代 表 を 指 命 し  
 北 京 又 は 東 京 で 交 渉 し た い と 申 し 出 て い る 。 )

更に中々例に本制度を維持せしめるやうな努力を、是がとも

ジュネーヴにおいて双方郵政実務担当者の話合を認め非公式な形で取極めを行わせる。

#### (四) 漁業協定の問題

(現在民間のものがあり、既に第二年月半を過ぎている。業界では来年は是非政府間のものを作つて貰いたいと陳情している。)

政府において取上げるとは考慮し得ず、当分民間のものを延長せしめる。

#### (五) 所謂「戦犯」抑留者の送還

(従来日赤及び左翼二団体と中共赤十字の間の取極めで送還が行われ、最近大部分の「戦犯」が送還されたので、「戦犯」としては現在四十四名が抑留されているのみである。併し消息不明者の状況調査等が残っており、厚生省、引揚団体では政府間交渉を希望している。)

厚生省において準備した状況不明者等の調書(本年中に完成の見込み)をジュネーヴにおいて中共側に手交し人道問題として調査を依頼し、先方が応諾すれば厚生省実務担当者を中共に

派遣して調査に協力させる。

(六) 華人勞務者の遺骨送還及び邦人遺骨の引取り

（戦時中移入され死亡した華人勞務者の遺骨に關し従来左翼系の華勞慰靈実行委員会が送還を行つてきたが、最近この事業を政府の手で行うべしと各方面に強く働きかけている。同時に在華邦人遺骨の引取交渉方要望している。）

華人遺骨については差当り従来どおり民間にまかせるとするも前項邦人消息不明者の調査の動きに關連して場合によつては政府において調査蒐集等を行い日赤をして送還せしめる等の方法を考慮する。

邦人遺骨については当分民間にまかせる。

(七) 人の往來の問題

中共渡航についてはあまり無理な制限をするのは良策に非ず又無制限に大量の渡航が行われるのも好ましくないのでこの際

(八) 新聞特派員の駐在

（新華社より常駐の申請が提出されており、日本側各社もわ

（此をあり従来の際  
例を踏襲しつ、

が方北京駐在の関係もありこれが許可方要望している。

さしあたり常駐は認めない。会議等の際臨時入国は~~付本~~ 別添

(九) 文化の交流（展覧会、公演、学者技術者の交換等）  
渡航、入国問題とともに別途検討する。

差あり後事通り別添査によるものとす、使

公信写

文書課長

欧米一

(昭和三三一一六受)

情第五六二号(至急情報)昭和三三一一一付

岸大臣

在アメリカ合衆国 谷大使

ロバートソン國務次官補の演説に關する件

極東担当國務次官補 W・S・ロバートソンは二月六日イリノイ州ブルーミングトンにおいて演説を行い、國際共產主義の拡大を指摘して孤立主義を否定し、更に米國の外交政策は各國の独立と平等を尊重するものであると謳つた後、米國の中共政策に關し要旨次のごとく述べた。

大統領選挙前、米國の内外において選挙後は米國の中共政策も変更されるであろうと噂され、ジュネーヴで行われている中共との交渉がその前哨をなすものであると指摘された。米國は、当初よりジュネーヴの会談は抑留米人の釈放と、中共に台湾武力攻撃の意図を放棄せしめることを目的とするものであることを明確にし、又大統領選挙中、両候補ともに中共政策に關する限り、殆んど同じ内容の綱領をかかげ、中共の承認と國連代表権に反対することを宣言していたにもかかわらず、この種噂は後をたたなかつ

た。しかし、選挙後の今日、米国の中共政策は何ら変更しない。今後何ら変更しないであろう。米国の対中共政策を批判する者は、米国は中共のイデオロギー又は経済体制に反対して承認を拒否しているというが、米国は多くの専制国家と国交を開いており、中共と同様のイデオロギー又は経済体制を有する国家をも承認しているのであつて、この批判は当らない。

又米国は、朝鮮事変以来、中共承認問題に関し感情的になつているとも批判されるが、米国の中共政策は原則問題として考えられていると同時に自由世界のセルフ・インタレストを考慮して決定されている。

第一に米国並びに自由世界の安全保障の問題がある。もし米国が中共を承認すれば、必然的に台湾の国民政府は清算されることになる。台湾は極東における反共防衛線の一環を構成しており、もし台湾が中共の手に渡るときは日本、フィリッピン等の国々は重大な脅威を受けることになる。ソ連を承認した米国が中共を承認し得ない理由の一つはここにある。

第二に中共承認が他の自由アジア諸国に与える影響を考慮しな

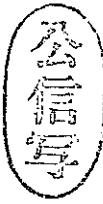
ければならぬ。

米國が中共を承認すればそれら比較的弱いアジア諸國は、最早共產主義に對抗しようとしても米國からの援助は得られなものと考え、中共との國交を調整する以外に生存の道はないものと断念せざるを得ないであろう。

第三に國民政府は、大陸にある中国人、華僑等にとって反共の象徴であり、國民政府が清算されれば、華僑等は自動的に中共に帰属し、東南アジア等の地域に対する共產主義浸透の足場を中共に提供することにもなりかねない。

純法律的に考えても、承認並びに代表権を拒否する理由は明らかである。新しい國家の承認は領土の事実上の支配にとどまらず、その國家が國際的義務を履行する能力と意思を有することを必要とするが、中共がかかる条件を満足する何らの資格も有しないアウト・ローであることは、外人財産の無償没収、朝鮮及びインドシナに対する侵略並びに抑留米人釈放の約束の不履行等に徴しても明らかである。

何ら御参考までに右演説に関する國務省発表（二月五日付第五



二号) 一部別添御報告する。

本信写送付先 中華民國 (付屬共)

配布先

- 大臣、兩次官、官房長、各局部長、各局次長、總、人、
- 電、會
- 亞總、一、二、三、四、賠調、歐二、四、五、六、七、
- 經總、二、三、條一、協一、情一、二、移一
- カナダ、連合王国、フランス、イタリア、ドイツ、ソ
- ヴェエト、ジュネーヴ、アジア各大使館、オースト
- ラリア、ニュージールランド、ジャカルタ、香港、シン
- ガポール





DEPARTMENT OF STATE

FEBRUARY 5, 1957

FOR THE PRESS

No. 52

CAUTION - FUTURE RELEASE

FOR RELEASE AT 7:00 P.M., E.S.T., (6:00 P.M., C.S.T.), WEDNESDAY,  
FEBRUARY 6, 1957. NOT TO BE PREVIOUSLY PUBLISHED, QUOTED  
FROM OR USED IN ANY WAY.

ADDRESS BY THE HONORABLE WALTER S. ROBERTSON, ASSISTANT  
SECRETARY OF STATE FOR FAR EASTERN AFFAIRS, AT THE 56TH  
ANNUAL MEETING OF THE BLOOMINGTON ASSOCIATION OF COMMERCE,  
BLOOMINGTON CONSISTORY, BLOOMINGTON, ILLINOIS, WEDNESDAY,  
FEBRUARY 6, 1957

It is a great privilege to visit this truly American city and to have the honor of addressing the 56th Annual Meeting of this time-honored Association. I am particularly pleased to be introduced here by your distinguished Representative in Congress, my friend, Les Arends. Congressman Arends is an outstanding, courageous American rooted in American principle and a Congressman of which any community would be proud. Since you have been sending him back to Washington regularly for 20 years, I need not press the point. It goes without saying that he is proud to be the representative of such a community as this.

I am grateful also for the opportunity that is afforded me this evening to discuss international problems with this group of civic leaders, representative of the best in American citizenship. Obviously the problems which confront your Government in Washington are not just government problems or administration problems. They are your problems, my problems, America's problems, which is another way of saying Free World problems.

When I first told Les Arends I would be delighted to accept your invitation, the Middle Eastern crisis and the tremendous explosion of Hungary was just developing. A great deal has happened since with profound significance for our time. I should like to discuss with you tonight the relation of these events to our position in the Far East, which involves discussion of our China policy, and to give you my idea of your stake in international affairs.

Before



Before I do so, however, I would like to ask you to bring to mind two of the most historical facts of the era in which we are living.

The first of these facts, necessary to an understanding of our position in the Far East today, is the tremendous change which has occurred in American outlook.

One of the things that we Americans discovered when we were rudely awakened in 1941 from our dream of isolationism was that global peace and our own national security are indivisible. Reluctantly we came to accept the fact that aggression anywhere is a threat, however disguised or apparently remote, to our own freedom. We learned that events in one part of the world affect every other part. We learned that no matter how remote the fire may be, we must help to put it out, lest it consume us all. We learned another uncomfortable lesson too -- that American wealth and productive capacity has given us power and with that power has come world leadership, unsought and unwanted. These are the lessons that we must now apply.

The second historical fact which I ask you to remember as we explore the international scene of today has its roots a little farther back. The emergence of international Communism as the one great, aggressive threat to the liberties of mankind is, however, an integral part of the equation which we must solve.

When Lenin plotted his plans for world domination, he did not control a square inch of the world's territory. His possessions consisted of an economic and political philosophy -- an idea -- to which he gave passionate allegiance, a band of devoted fanatical disciples and a fertile bed compounded of man's injustice to man in which to plant his seed. His plans were comprehensive and explicit. He brooked no permanent compromise. Coexistence, he wrote, for any length of time is unthinkable. He likened the Communist Party to a man ascending a steep, unexplored mountain who comes to an obstacle making further progress impossible. The man then, said Lenin, must descend, seek another path, longer perhaps, but one which would enable him to reach the summit. He defined his summit in exact terms. "First," he said, "we will take Eastern Europe, then the

masses

masses of Asia, then we will surround America, the last citadel of capitalism. We won't have to attack, she will fall into our lap like an overripe fruit." His blueprint has been followed with clocklike precision by his disciples. After the revolution in Russia has been consolidated the communists began one by one to pluck off every country of Eastern Europe -- Estonia, Latvia, Lithuania, Czechoslovakia, Poland, Bulgaria, Hungary, Rumania, East Germany, Albania. At Yalta in 1945 the Soviets were awarded the de facto control of Manchuria, the most strategic base in all Asia for the furtherance of Lenin's designs. The Soviets well knew that they had within China a hard core of philosophical Marxists with a fanatical dedication matching their own. They well knew that Stalin had no more devoted disciple in the world than the leader of the Chinese communists, Mao Tse-tung. When some American and other apologists were portraying Mao as spearheading a democratic revolution for agrarian reform, Mao was writing of himself, "I am a Marxist, dedicated to communizing China and the world under the leadership of Moscow." Within four years the Chinese communists, in collusion with the Russians and armed and equipped with Japanese weapons turned over to them by the Russians, had taken possession of the mainland of China.

There followed in quick succession the invasion of Korea, the occupation of Tibet, and the war in Indo-China. The Asian score? The mainland of China, North Korea, Tibet, North Vietnam, two provinces of Laos -- Lenin's masses plus strategic positions for future operations.

Starting from zero in our generation, the international communists now hold in a grip of ruthless power sixteen nations, 900 million people -- a circumstance recently described by the Secretary of State as "the most frightening fact history records". This is a hard, uncompromising truth which is being constantly swept under the rug by the erstwhile and present-day wishful thinkers.

Thus we see that the leadership we have acquired as a gift of history is thrust into our hands at a moment when the world is confronted with a new problem to be solved. Our response to this challenge has been rapid and resolute. It has taken two principal forms. Broadly speaking we led the free

world



world in resisting aggression in any form and at the same time have tried to help others gain the strength to assist in making aggression unprofitable.

With other United Nations forces we resisted and checked the communist challenge in Korea. We have also made clear our determination to aid in resisting further open aggression. Specifically, we have signed a Security Treaty with Japan and bilateral Security Treaties with the Republics of the Philippines, Korea and China. The ANZUS Treaty links Australia, New Zealand and the United States in a defensive alliance. Australia and New Zealand also joined with the United States, Pakistan, Thailand, the Philippines, Great Britain and France in the SEATO Treaty of alliance against aggression in Southeast Asia.

The second way in which we have met the communist threat in the Far East has been to offer military, economic and technical assistance to those nations desiring it and willing to use it to maintain their own independence.

Now, at a critical time, these same principles are being applied in a new area of the world where the threat of communist expansion has again become acute. President Eisenhower has proposed a course of action to insure "the full sovereignty and independence of each and every nation of the Middle East".

The application of this policy will mean closing an obvious gap in the free world's chain of defenses beginning with NATO to the west and running through the Far East where our defensive strength already has been heavily engaged. We thereby reduce the genuine risk of a breakthrough by the forces dedicated to the destruction of the free world. In doing this we of course accept new risks, but we do so with calculation, knowing that without some risk there can be no safety.

The President's decision to place a shield over the vulnerable Middle East had not yet been known before I concluded my most recent visit to the Far East in November-December last. Yet I found the peoples of that area engaged in reassessing their estimate of what generally many of them have heretofore regarded as some kind of power struggle between two great nations which they hoped would become none of their affair.

The



The forthright, unequivocal stand of the United States against aggression by anyone in the Middle East regardless of any considerations of expediency created a profound effect, resulting in a new prestige for the United States in Asia. This has been accompanied by a proportionate reduction in the suspicion of our motives which has characterized our relationships in some quarters in recent years. Since we are the close associate of colonial powers in Europe, the newly independent nations of Asia have not always been ready to accept our own statement of our intentions.

The words of President Eisenhower in announcing our steadfast American doctrine have had a welcome ring in the new nations of Asia.

"We cannot and we will not condone armed aggression-- no matter who the attacker and no matter who the victim.

"We cannot in the world, any more than in our own nation -- subscribe to one law for the weak, another law for the strong; one law for those opposing us, another for those allied with us.

"There can be only one law or there will be no peace."

Those were words that Asia longed to hear. They have at a stroke, and by the actions which followed in the United Nations, given a new glow of Asian confidence in American objectives in the Far East. Yet we must remember that this new feeling of trust which these words and actions have created is as fragile as a new seedling, and we must constantly be on our guard against any act which would even faintly hint that America would compromise the principle behind them.

The Soviet aggression in Hungary was also a profound revelation to many an Asian who had heretofore clung to the words rather than the deeds of communism for comforting reassurance. In a single blinding flash the facade has come down and the stark structure of Soviet imperialism has been exposed in all its horror. There remain some apologists and some of faint heart, but their words are largely lost in the upsurge of indignation that has swept informed Asians in the wake of this communist outrage.

Now

公  
信  
写

Now I should be the last to tell you that as a result of our policies the threat of communism has been met in the Far East. On the contrary, the menacing shadow of the international communists still lies heavily over the area. Yet I think there can be no question but that the course we have pursued has had a deterrent effect and has bought some of the time needed for the free nations of Asia to build the strength which they will require to retain their independence.

Of one thing I am confident, simply because we have made a few gains, this is no time to talk of relaxing or softening the policies that we have pursued. Now is the time to press even more resolutely along the path we have chosen. Let me illustrate.

For some months prior to November 6 last it was widely whispered at home and abroad that once the elections were over, a change could be expected in America's policy with respect to non-recognition and opposition to UN membership for Communist China. The negotiations which have been carried on at Geneva since August 1, 1955 between American Ambassador Alexis Johnson and a representative of the Red Chinese regime, Wang Ping-nan, were cited as evidence that the United States was negotiating a political accommodation with the Reds. As has been repeatedly stated, these negotiations were undertaken by the United States in an effort to obtain the release of our illegally imprisoned nationals and to obtain from the Red Chinese a meaningful agreement for the renunciation of force in the Taiwan area. Despite these clear statements and despite the fact that the Kelly resolution opposing the recognition and UN membership for the Peiping regime was passed by an overwhelming and unanimous vote of Congress - 391 to 0 in the House and 86 to 0 in the Senate -- and that the Presidential candidates of both parties ran on platforms containing almost identical planks against such recognition and UN membership, these rumors were once more revived after the elections. Well, the elections are over and we have not changed our minds. I see no reason to expect that we will.

Our opposition to the Red regime in Peiping is not, as some have said, based upon the disapproval of an ideology or an economic system, much as we abhor both. We recognize many totalitarian governments and those with many economic systems,

and



- 7 -

and we have not been unwilling to meet with them in the world forum of the United Nations. Nor is our policy, as our critics would have it, based on an "emotional reaction" to the Korean war. Our policy is a realistic one rooted in principle as well as in the self-interest of the Free World. It is based on three basic considerations:

The first of these considerations is the security interests of the United States and the Free World's collective security, which is part and parcel of our own.

It is often forgotten by some critics that recognition of Communist China would, as a practical matter, mean the liquidation of the Republic of China on Formosa, with all that implies to our strategic, moral and psychological position in opposition to communist expansion in the Far East. When that is recalled, it is much easier to understand why we have established diplomatic relations with Soviet Russia, the homeland of communism, but not with Communist China.

Formosa is a vital link in the Free World's island chain of defenses in the Pacific, all now covered by mutual defense treaties. The army on Formosa of some 400,000 men, trained and equipped by the United States, is a powerful deterrent to communist overt aggression in Korea and elsewhere in Asia. If Formosa should fall to the communists, Japan, the Philippines and all of Southeast Asia would be seriously threatened.

The second main consideration on which our policy is based is the interest of Asian countries in escaping communist enslavement. If the United States were to abandon its commitments to the Republic of China in order to placate the insatiable Red Chinese, no country in Asia could feel that they could longer rely on the protection of the United States against the Communist threat. These comparatively weak nations would have no other recourse than to come to terms, the best they could get, with the Peiping colossus.

Not only could we then expect the rapid expansion of Communism throughout Asia, but the moral position of the United States, upon which we must inevitably rely for much of our strength, would suffer serious damage.

The



The third major consideration for our policy is the long-range interest of the Chinese people themselves.

The National Government is a symbol, the only rallying point in the world for non-communist Chinese -- the only alternative to communism for millions of Chinese on the mainland and throughout Southeast Asia. If the National Government should be liquidated, some twelve million overseas Chinese would automatically become citizens of Red China and potential cells of infiltration and subversion against the governments of the countries where they reside. Such an eventuality would become a matter of the gravest concern to the free countries of Asia.

Let no one say that we are denying representation of 600 million Chinese. The defiant Marxist imposters in Peiping come no closer to representing the true interests, aspirations and will of the Chinese people than William Z. Foster comes to representing the will and aspirations of the American people. They are part and parcel of the apparatus of the international communist conspiracy. Their regime was imposed by force with the volition of only an infinitesimal fraction of the Chinese people. It has been kept in power by bloody purges and the liquidation of some 18 millions of mainland Chinese in seven years. Our Government is opposed to any action which would create international prestige for this regime or to increase its capacity for advancing its plan for the communization of Asia or which would betray the hopes of those having the will to resist it.

Even if we were to consider the question of recognition from a purely legalistic point of view, there is no basis to be found, either for recognition of Communist China by the United States nor admission of that regime to the United Nations.

By every standard of national and international conduct, Red China under its present regime is an outlaw nation. Recognition of a government involves not only de facto control of territory but also the ability and willingness to live up to international obligations. What has been the record of the Peiping regime? Seizing power in 1949, it promptly repudiated all the international obligations of the Government of China. It confiscated without compensation

properties





properties of other nationals valued in the hundreds of millions of dollars. It demanded and received as blackmail hundreds of thousands of dollars additional for granting exit visas to foreign nationals owning and/or operating these properties. It threw foreign citizens into prison without trial.

In 1950, having been in power less than a year, Red China invaded Korea and was promptly branded an aggressor against the peace of the world by UN resolution. That resolution is still outstanding. If Red China was an aggressor in 1950, it is an aggressor in 1957. Its armies are still in military occupation of North Korea. It has shown complete disregard for international commitments made on its own account. Signing an armistice in Korea in July 1953 calling for the exchange of all war prisoners, it held back groups of our prisoners and later bargained for their release. It brought into North Korea hundreds of modern airplanes and other combat equipment prohibited by the Armistice Agreement.

A similar pattern was followed in Indo-China.

The Geneva Agreement in 1954 governing the cease-fire in Viet-Nam was negotiated with the French by Chou En-lai, Red China's Foreign Minister, and Molotov, with the Viet-Minh representative playing only a minor part. In flagrant violation of this agreement, the communist puppet Viet-Minh armies have been built up by the Red Chinese from seven to twenty divisions and their artillery fire power increased some sixfold. Furthermore, on September 10, 1955, after long weeks of negotiation, Red China made an unconditional public commitment to release all Americans detained in China against their will. There were nineteen known Americans in jail on that date. Only nine have been released and the remaining ten are now being held as political hostages in an effort to obtain political concessions.

Can this record qualify any regime for acceptance as a responsible representative government? I leave the answer in your hands.

That brings me to the question I would like to leave with you tonight. What is your stake in these international problems?



I think I can sum up the answer in one word -- Bloomington. The Bloomington you know tonight, the Bloomington you plan for the morrow.

When you picked up your morning paper and read the uncensored news of the world you probably gave no thought to the fact that you were exercising a privilege denied to hundreds of millions of people with whom you share this globe. Freedom of the press exists only in the free world.

When you go to a lecture or a political meeting and there find a speaker lambasting the national government, or the state government, or the city government, or anything else that might have aroused his ire, you do not need to be reminded that he is indulging a right purchased for you by the blood of your forefathers, the right to criticize freedom of speech.

And on a Sunday morning, glorious with sunshine, when the call of the golf course is so strong that you find little difficulty in persuading yourself that on such a day and after such a hard week what you need most in all the world is exercise, pause long enough to remember that there is a precious privilege also available to you on this day, the right to go into the church or synagogue of your choice and worship God as you please. Freedom of worship is a foundation stone of American life.

And, when in the middle of the night there comes a sharp rap on the door, you go sleepily and grumpily expecting to receive a telegram or a special delivery letter, not in shrinking fear of being whisked away by dreaded secret police, without charge or warrant, to a fate unknown.

These simple things -- priceless blessings which we so casually take for granted; all the rights, privileges, freedoms, dignities, guaranteed to us by a Bill of Rights wrought out of long, tortuous years of struggle and sacrifice; everything that goes to make up the warp and woof of your lives; all these represent your stake in international affairs.

Whatever international affairs may have involved in the past, the primary objective today is to save what we call our way of life from destruction. We are grievously threatened. We are threatened by an implacable enemy already holding more

than



than one third of the world's population in its grip, an enemy fired by an evil ideology fanatically dedicated to the communization of the world; an enemy which philosophically would make society better by destroying everything in society which makes it good.

What can we do to save ourselves? I believe that our ability to prevent the communists from launching an all-out war of conquest at some time of their choosing depends on our strength and the strength of our allies. Our international programs are dedicated to making the free world strong, to holding and winning allies to the cause of freedom, to arousing the masses of the world to its peril.

We continue to seek peace with all men. Yet we do not believe that peace is attainable through giving the aggressor what he seeks. On the contrary, the firmer we stand, the cooler our nerve, the more united we are, the more likely we are to come through the tensions of this time without resort to war and with our freedom intact.

\* \* \* \*

State--FD, Wash., D.C.

## 別添ニ

### ロバートソン米國務次官補の二月六日の演説全文試訳

三二、二、二五

米国の市民の一流の代表であるこの団体の方々と今晚、国際問題について話合ふ機会を  
与えられたことに感謝します。

申すまでもなく、ワシントンの政府の直面する諸問題は、政府だけの、問題でもなく、あ  
るいは現行政府だけの問題でもない。それはあなたの問題であり、わたしの問題であり、  
又、米国の問題である。言葉をかえていえば自由世界の問題である。

この大会へ御招待を受けて、これを受諾した当時は、中東の危機と、ハンガリーの大暴  
発が丁度発展している最中であつた。それ以来、現代にとって深い意義をもつ多くのこと  
が起つた。それで今晚はこれらの事柄と極東における米国の立場との関係について皆さん  
と話し合いたいと考えるが、問題は米国の対中国政策をも含むものであり、又国際問題に  
ついての米国民の利害関係についてわたしの考えにも及びたいと思う。

その前に先ずあなた方に、現代における最も歴史的な事実を二つ想起することを希望す  
る。

その一つは、極東における米国の今日の立場を理解する上に必要なもので、米国にとつて視野に大きな変化が起つたということである。われわれ米国人が一九四一年、孤立主義の夢から粗暴にも目覚めさせられたとき、発見したことの一つは、吾界平和と米国の安全とは不可分なものであるということであつた。侵略というのは、どのような偽装され、一見、遠方で起つたものでも、米回自身の自由に対する脅威であるという事実を、われわれは澁々ながら承認せざるを得ないようになつた。われわれは、吾界の一部での事件が他のすべての部分に波及するということを学んだ。われわれは、たとえ戦火がどのような遠いものであるにせよ、われわれ全体を焼き尽くさぬよう消火の手助けをせねばならぬということを学んだ。われわれは今一つの不愉快な教訓を学んだ。それは、米国の富と生産力により、米国には力が与えられ、その力に伴つて吾界に対する指導力を求めず欲せずして、自然に生じたということである。これは今日われわれが適用せねばならぬ教訓である。

今日の国際情勢を検討するに當つて、想起して欲しいオニの歴史的争突は更に、古い根源を持つものである。人類の自由に対する大きな侵略的脅威としての国際共産主義の抬頭は、われわれが解かねばならぬ方程式の重要要素である。レーニンが吾界支配計画を立案

しに当時、彼は吾界中、片土と雖も支配下に置いていなかつた。かれの掌中にあつたものは、彼が熱狂的に信奉していた、経済的、政治的哲学と、彼に忠実な狂信的な弟子達と、共産主義の種子をまく格好、な、人の人に対する不正義という肥沃温床であつた。彼の計画は、大規模、かつ明白なものであつた。彼は恒久的な舟協の意を毛頭抱いていなかつた。彼は、たとえ、短期間にせよ、共存するということとは、到底考えられないことだと書いてゐる。そして、共産党を候しい前人未踏の山に登ろうとして、障害物にあひ、登山が妨げられ、登山家になせられぬ。レーニンの言葉によれば、この登山家は、その際一旦下り、他の道をとらねばならない。その道は、あるいは、距離は長いかも知れないが、頂上に達し得る道である。その頂上について彼は、はつきりと定義してゐる。「われわれは先ずオースト東ヨーロッパを取り、次にはアジアの人民大衆を掌握して更に、その後には、資本主義の最後の要塞たる米國を包圍しよう。われわれは別に攻撃する必要はない。熟しきつた果物のようになり、われわれの手に落ちてくる。し、彼の目論見書は、彼の弟子達によつて時計のようにな正確さで進められた。

ロシアにおける革命の地固めが済んだ後、ソ連は東欧——エストニア、ラトヴィア、

リトアニア、チエコスロヴァキア、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、東独、アルバニア——を一國づつ奪つていつた。

一九四五年、ヤルタにおいて、ソ連はレーニンの計画の推進にとうてアジアにおいて最も重要な戦路基地たる滿州の事実上の支配権を与えられた。

ソ連は自國に劣らぬ程の、狂信的信仰を持つ哲學的マルクス主義者の強固な一團が中國にいることを知っていた。又、ソ連はスターリンにとつては、中國共産党指導者毛沢東をほとんど献身的な弟子はなかつたというところをも知っていた。米國その他において毛沢東を農業改革のための民主主義革命の急先頭だと弁護するものがあつた当時でさえ、毛沢東自身は「自分はモスクワからの指導のもとに、中國と世界を共産化する使命を帯びたマルクス主義者である」と書いていた。四ヶ年の間に、中共はソ連と共謀し、ソ連から手交され、旧日本軍武装による武装により、中国大陸を手中に収めたのである。

次いで、朝鮮侵入、チベット占領及びインドネシアの戦争が矢つぎばやに行われた。

アジアにおける得点は何か、中国本土、北朝鮮、チベット、北ヴェトナム及びラオスの二省で、これらは、レーニンのいう人民大衆に加うるに将来の依戦のための戦術的陣地と

いえる。

国際共産主義は、われわれの時代にゼロから出発して、いまでは十六ヶ国九億の国民をその残忍な権力の手でにぎり、最近ダレス長官が、歴史上最も恐ろしい事案だとのべたように、状態を現出している。

これは、過去及び現在において、希望的に物事を考える人々によつて、常に、等閑に付されようとしてはいるが、容赦のない妥協を許さない眞実である。

かようにしてわれわれは歴史の贈物としてわれわれが獲得した指揮権が、世界が新しい問題の解決を迫られてくる時に當つて、われわれの手に委ねられたことを知る。この要求に対するわれわれの応答は、迅速で断乎たるものであつた。そのとつた形は大別して二つとほる。一般的に云えば、われわれは自由世界の先頭に立ち、いかなる形の侵略にも抵抗すると同時に、侵略が利益を齎さないものにするのを補助できる実力を養うよう他國を援助することと努めた。われわれは、他の国連軍と協力して朝鮮における共産主義者の挑戦に抵抗し、これを阻止した。われわれは又その後の公然たる侵略行為に対する抵抗を援助する決意をも明らかにした。特に、われわれは日本と安全保障条約を締結し、



又、フイリツピン、韓国、中国と工国固安全保障条約を締結した。

又、アングラス条約は、オーストラリア、ニュージーランド、及び米國を防衛同盟で連ねている。オーストラリア、ニュージーランド兩國は、更に、米、パキスタン、タイ、フイリツピン、英、仏の諸國と共に、東南アジアの侵略に備えるためのシットー系約に加盟した。

極東における共産主義の脅威に対抗するためにとつたオニの措置は、自國の獨立を維持するためには必要を訴え、かつ、使用する希望を有する諸國には軍事的、經濟的ならびに技術的援助を提供することであつた。

現在のよ様な危機に当り、これらの原則は、この世界で共産主義の拡大活動が再び激烈になつてきた新しい地域にも適用されるのである。アイゼンハワー大統領は「中東各國すべての完全な主權と獨立しを保證するための行動路線を提案した。この政策の適用は西方のナトに始まり、われわれの防衛力が既に重く拘束されている極東にわたる自由世界の防衛チエーンの一部にある明瞭な空白を埋めることを意味する。われわれはこれによつて、自由世界の破壊を目指す暴力によつて突破されるという眞の危険を減少するものである。

る。これにより、われわれはもちろん新しい危険を覚悟している。しかしわれわれはある程度の危険を犯さなければ安全保障は望めないことを十分知つて慎重な計画により、これを実施して行く。攻事の目標と行り易い中東に防壁を設けようとするア大統領の決定は、昨年十一月から十二月にかけての私の最近の極東訪問を終るまでには発表されていなかった。しかし、同地域の各国民のうちの多くの者が、これまである種の二大強国間の勢力争いにすぎず、その問題の渦中に巻き込まれるまいと思つていたことの判断について、再検討を行つてゐるのを私は発見した。およそ中東への侵略に対しては、何人が行うのである。種々な不都合をも顧みず対抗しようとする米国の卒直、明快な態度は、深遠な効果を生み、米国のアジアにおける新たな威信を養した。これは、最近数年来ある方面で、米国の関係で特徴となつてきた米国の意図に關する疑念の念をそれに応じてやわらげる結果となつた。米国は欧州の植民諸国と親密な提携関係にあるので、新たに独立したアジア諸国は、われわれの意図について、われわれ自身が発表する声明を必ずしも常に直ちに受け入れるとは限らなかつた。確固たる米国の政策を発表したア大統領の次の言葉は、アジアの新興諸国の間で歓迎されている。「われわれは武力侵略はどの国が攻害しようとも、ど

の国が犠牲者であらうとも、一切許せないし、許さないのである。われわれは国内におけると同様に、国際関係においても弱者と強者とは対して別の法を用いたり、われわれに反対する者と味方する者と別の法を持つてくるということとはできない。法は唯一つでなければならぬ。そうでなかつたら平和は共存し得ない。しかしこれこそアジアが願きたいと望んでいた言葉である。この言葉と、それに続く国連での行動は、どちらか極東における米国の目的に対するアジアの信頼と新に輝きを与えた。けれどもこの言葉と行動が生み出した新しい信頼感若くは苗木のようにもろいものであることを忘れてはならない。又、米國が背後に持つ原則を曲げることをはんの一寸でもほのめかすかもしれないようなことをしないように不断の注意を怠つてはならない。ハンガリーに対するソ連の侵略行為は、これまで共産主義の對めの保証を頼りとして、その言辞をみて、行為をみなかつた多くのアジア人にとつては、深刻な事實の暴露であつた。一瞬の目もくらむような光と共に、ソ連帝國主義の表面は崩れ落ちてその正真正銘の構造が、その恐ろしい形相をさらけ出した。ソ連のたのみに弁解をするものや、弱気ながら本心から出た言葉をなくものもいるが、彼らの言葉はこの共産側の暴力行為によつて、もののわかつたアジア人の前に起つた。ほうは

いたる憤激の怒涛に多くは消されてしまった。

私は、わが国の政策により、極東においては、共産主義の脅威が、阻止されることをおぼやとしていたのではない。それどころか、国際共産主義の不気味な影は極東の空に依然重々しくのしかかっている。しかし、私はわれわれの進んできた道が（国際共産主義の進出を）抑止する効果をもち、アジアの自由国家が独立を維持するために必要な力を築くための時間をいくらか稼いだことに疑問はないと思う。私は、われわれが二、三の勝利を収めたからといって、それだけで、われわれがとつてきた政策を緩めたり、和らげたりすることを語る時ではないということを確認している。今はわれわれの選んだ道をおいっそう固い決意をもつて進むべきときである。これについて説明してみよう。

一たび大統領送卒が終れば、米国の中共承認反対、国連加盟反対の政策の变化が予想できるとの噂が昨年十一月六日前の数ヶ月間、米国の内外で広く流布されていた。一九五五年八月一日以采ジエネー下で米国外務大臣アレクシス・ジョンソンと中共政代表王炳南との間に行われてきた交渉は、米国が中共と政治的な和解を図る意向ある証拠として取りざた

されていた。すでにたびたびのべられを通り、これらの交渉は、米國が不法抑留米人の釈放と、中共から台湾地域での武力行使放棄に關する実質的な意味のある協定をとりつけるために行つたものである。これらの明白な声明があつてに拘わらず、又、中共の承認と國連加盟に反対するケリ、決議案が議會の圧倒的な満場一致の票で通過——下院は三百九十一対零で、上院は、八十六対零で——したという事実や、面党大統領候補とも殆んど同様の、中共の承認と國連加盟に反対の政綱を掲げて選挙戦に臨んだという事実があつたにも拘わらず、これらの噂は選挙終了後再び持ち上つたのである。選挙は既に終了したが、われわれは気持ちを変えておらず、又、われわれが今後、変えることを期待する理由があるとは思われない。

われわれが北京の共産政權に反対するのは一部のひとびとがいつたように、われわれの非常に嫌うイデオロギ―あるいは經濟組織（組）に同意できぬからという理由からではない。われわれは多くの全体主義政府、種々の經濟組織ある全体主義政府を承認しており、また國連という世界的な討論の場で、これらの政府の代表と同席することによぶさかでもない。またわれわれの政策は、批評家のいうように、朝鮮戦争に対する、感情的反撥々に基づくもので

もない。われわれの政策は、自由世界の利益とともにその根本原則に基づく現実的なものであり、次の三個の考慮に基づくものである。

第一の考慮は米国自身の安全保障上の利害と、その一部分をなす自由世界の集団安全保障である。

中共の承認は、実際問題として、台湾にある中華民国、及び、併せて極東において共産主義の膨張に抵抗する米国の戦略的、道徳的、心理的立場の一切を清算することを、一部の批評家は屢々忘れている。このことを想起するならば、何故、米国が共産主義の祖国であるソ連と外交関係を結んでいながら中共とは結んでいないことか、理由がはるかに理解し易くなる。

台湾はすべて相互防衛条約によつて、カバーさされている、太平洋の自由世界の島嶼防衛チェーンの不可欠の一環である。米国により訓練され装備され約四十万の在台湾の軍隊は、朝鮮又は他のアジア地域における共産側の公然たる侵略行為を抑止する強力な一勢力である。もし台湾が共産側の手に落ちれば、日本、フィリピンおよび東南アジア全域は重大な脅威を受けることとなる。

米国の政策が基礎をおくオニの主要な考慮は、アジア諸国が共産主義の奴隷と化することから逃れることの利害関係である。

もし米国が飽くことを知りぬ中共を懐柔するために、中華民国への公約を放棄するようなことがあるればアジア地域のいかなる国も、共産党の脅威に対する米国の保護に依存することゝな、もはや不可能となつたと考えるに至るのである。これらの弱小諸国は一番より条件で中央政权と妥協するほか術がなくなるのである。

そうなるれば共産主義が急速に全アジアに拡がって来ることが予想できるのみならず、米国の力の拠りどころとして、否応なしにわれわれが多分に頼らねばならぬ米国の道徳的立場というものは、重大な損傷を受けるのである。

米国の政策のオニの主要な考慮は、中国人自身の長期的な利害関係である。

国民政府は一個の象徴であつて非共産主義中国人にとつて、世界における唯一の糾合点であり、本土と東南アジア全域に及ぶ数億の中国人にとつて共産主義政权以外に選択しうる唯一のものである。もし国民政府が清算されれば、華僑千二百万もの海外在留中国人は、自動的に中共の国民となり、在留国政府に対する潜在的な浸透、破壊工役の細胞となるのである。このような危険性はアジア自

由諸国にとつての重大懸念となるのである。

われわれが六億の中国人の代表権を否定しているといふのは当らない。

北京の反抗的なマルクス主義詐欺師どもは、W・Z・フォスター（訳註 米共産党書記長）が米国人の意志と希望を代表してはいないと同様、中国人の眞の利益、希望及び意志を代表してはいない。彼らは国際共産主義の共同謀議の機構の一部にすぎない。彼らの政权は中国人民中の微細な一小部分の意欲に従つて、暴力によつて強制されたものである。この政权はこの七年間、千八百万の中国本土人の血なまぐさい追放と殺害によつて权力の座にいつけてきたものである。わが政府はこのよ様な政府に国際的な威信を与え、アジアの共産化計画を前進させる能力を増大させ、あるいはこれに抵抗する意思を備えているひとびとの希望を裏切る力を強くするような一切の行動に反対するものである。

かりにわれわれが純粹に法学的観点から承認問題を考慮しなければならぬとしても、米国の中共承認あるいは同政权の国連への容認の根拠は全然見当らない。

国内的あるいは、国際的行動の如何なる基準に照してみても現政权下の中共は非法国家である。



政府承認には、領土の事実上の支配のみならず、国際的義務について期待を裏切らない能力と意思のあることが必要條件である。

北京政権の在来の経歴はどうであらうか。中共政権は一九四九年に権力を握るや、さつやく中国政府としてのすべての国際的義務を放棄した。又同政権は数億ドルと評価される他国民の財産を何らの補償なしに没收し、これらの財産の所有者あるいは経営者である多数の外国人の出国査証の発給の代償として、恐喝によつて、更に数十万ドルを要求し、これを受領した。また裁判によらずに外国市民を投獄した。

一九五〇年政権獲得後半年もた、ないうちに、中共は朝鮮を侵略し、国連決議によつて存続平和に対する侵略者の烙印を押された。

この決議は依然として存立している。中共が一九五〇年に、侵略者であつたとすれば一九五七年においても侵略者である。中共は未だに北鮮の軍事占領を続けている、中共は自ら結んだ国際上の約束を全く無視してきた。一九五三年七月、中共はすべての捕虜の交換を規定した朝鮮休戦協定に署名しておきながら、米人捕虜の抑留を続け、その後、北の捕虜を釈放するに当つて自己に有利な条件をもち出した。中共は休戦協定の禁を破つて

北鮮に数百機の新式航空機その他の戦斗警備を持ち込んだ、これと同じような方法で、インドシナでもとられた。

ウエトナムの休戦に関する一九五四年のジエネーブ協定は、仏側と、周恩来中共外交部長及びモロトフが交渉したもので、ウエトミン代表はほんの脇役として出席しただけであった。この協定を甚しく無視してウエトミン共産塊僱傭兵は、中共の手で七個師団から二十個師団に増強され、砲兵隊の火力は約六倍になった。さらに一九五五年九月十日、長期間にわたる会談の末、中共は、中国本土に強制抑留されているすべての米国人の釈放を無条件で公約した。その当日現在の抑留米人は十九名といわれていたが、このうち釈放されたのは僅か九名で残る十名は政治的譲歩を得るための政治的人質として現在でも依然として抑留されている。

どのような政权でもこのような経路で、責任ある代表政府として認められる資格があるであろうか。

この答えは皆さんに委ねる。

このことは今晚私があなた方に考えて頂きたい問題、すなわちこの国際問題は皆さん

にどんな関係があるかという問題にふれて来る。解答は一言にしていえはフルーミントン（花開く町）というこの町の名に尽きる。あなた方が今晚眼前に見ておられ、明日の繁栄のために計画されるこのフルーミントンである。

皆さんが新聞新聞を検閲を受けない世界のニエースを讀んどときには、この同じ地球上の敬徳の人が受けていない特権を行使していたことに全然考え及ばなかつたであらう。報道の自由は自由世界だけに存在する。

又あなた方が講演会や政治上の集会に行つて弁士が連邦政府や州政府、あるいは市役所その他何でも彼の心障を害したものを糾弾しているのを見るとき、いうまでもなく、彼はわらわらの先祖がわらわらのために血を流して手に入れた権利、批判する権利すなわち言論の自由を思う存分行使してゐるのである。

また陽光輝く日曜日の朝、ゴルフ場への誘惑が非常につよくてこのような上天気でもしかも一週間の間あのように激しく休いた後で、いまこの世で自分が一番必要とするものは運動だということを自分にいいきかせるのに殆んど苦勞もないときには、この同じ日に自分が利用しうる貴重な特権、すなわち、自分の選ぶ教会なり礼拝堂に行つて欲するようど、

神を礼拝する権利があるということを再思起すべきである。信仰の自由は米国人の生活の土台石である。

また真夜中に入口の扉を激しくたたき音がしたとき、あなた方は眠そうに逝々、電報か速達かを受取りに起き出して行くのだな、恐ろしい秘密警察の手にさらされて嫌疑も令状もなくどこへ行くとも分らない運命の手にまかされるなどということはいさし心配しないのである。

このような簡単な事柄……われわれが何の気もなく当然のこととしてうけとつてゐるばかり知れない価値の祝福、斗争と犠牲に明け暮れに長い苦しい年月の末にかり得た人権宣言によつて保証されてゐるすべての権利、特赦、自由、尊嚴、われわれの生活の経緯となす一切のもの、これらすべてのことはあなた方が國際問題にどんなに利害關係を有するかを物語る。

過去においてどのような國際的事件があらんでいたにせよ、今日の主要目標は、いわゆるわれわれの生活様式を破壊から救ふことにある。われわれは重大な脅威を受けてゐる。われわれはすでに世界人口の三分の一以上を手中に収めてゐる一筋縄で行なぬ敵、それは

世界の共産化を熱狂的に目論む邪悪な理念にとりつかれに敵、社会の向上に役立つことをすべて破壊することによつて、社会を改善しようとの理念上の行き方をする敵から脅威をうけている。

われわれ自身を救うために、こういうことができないであらうか？ 共産諸国がその自ら欲する時機に全面的な征服戦争に乗出そうとするのを阻止しようるわれわれの能力は、米国の力とその同盟諸国の力を拠りどころとする。われわれの国際的な計画の目的は、自由世界の界を強くし、自由の大義の同盟者を保持し、増加させ、世界の大衆を自由の危機に目ざめしめるにある。

われわれは引続き全人類との平和を求める。しかし侵略者とその求めるものを与えることによつて、平和が達成されるかと信ずるものではない。逆にわれわれが従来以上に足場を堅め、沈着と団結を増せば増すほど、われわれは戦争に訴えることなしに、しかも自由を傷つけることなしに、現在の緊張を乗り切りうる見込みがますます大きくなるのである。

米国が中共を承認せざる理由

外務省情報文化局第一課  
昭和三十一年三月二十五日

ダレス米國務長官は本年三月十二日、豪州キャンベラにおける東南アジア条約機構会議席上、米国の対華政策の公式見解を表明、次の三点を明らかにした。

一 中共を承認せず。

一 中共の国連加盟を認めず。

一 國民政府こそ唯一の正統な中国政府である。

以下は週刊誌U・S・ニューズ及<sup>アサヒ</sup>ワールド・レポート三月二十二日号に掲載されたダレス長官の同会議席上における演説の全文である。

米政府の対華政策の基本問題に関し、次の三つの重要事項については従来の線を断乎たる態度をもつて維持していく考えである。即ち(一)國民政府の承認、(二)所謂中国人民共和国の非承認、(三)中国人民共和国を国連憲章が「中国」と呼称し、信任を与えている代表とすることを反対する、の三点がそれである。

中共の信条およびその実践はわれわれにとつては好感のもてないものではあるが、右の三点に関する米政府の政策は中共に対する感情的嫌悪の念から出たものではない。また、第二次世界大戦中の暗黒時代でさえも連合国の味方として忠実にその任務を果たした政府に對し、われわれは依然として易らざる忠誠を誓っているが、といつてその忠誠は感傷的な気持ちから出たものではない。

われわれの政策は、第一に米国の利益を考慮し、ついで國際間の利益を考慮に入れて打ち出されたものである。まずそこでわれわれは、米国の利益が中共政權を承認することによつて促進されるかどうかを良く考えてみなければならぬ。

良く検討を加えれば、これに對する回答は自ら否定的ならざるを得ない。中共政府と國交を回復することによつて米国や連合國は何ら自國國家利益を齎らさないばかりでなく、むしろわれわれに對する敵對感情を増大させ、平和と安全を維持している獨立國家そのも



の存在さえ危殆に瀕せしめるようになる。

これに関連して、われわれは自由アジア諸國の人口の一部分になつてゐる数百万の華僑のことを想い出す。今日これら華僑の大部分は中國政府に忠誠を誓つており、この中國政府こそ、彼等の祖國中國を象徴するものと彼等は考えてゐるのである。

これらの華僑が中共政權の破壞活動に奉仕するようになれば、われわれはこれら華僑の存在によつては何ら益するところなく、却つて損失を蒙るだけである。國連という見地からこの事象を検討してみれば、やはり同じような結論に到達することは勿論である。共產主義者が全中國を代表して國連に加盟するようになつたからとて國連は少しも増強されないし、われわれとしては彼等が國連の一員としての役目を果たすいかなる権利も持つていないと考える。

国連憲章は加盟諸國がそれぞれ国連憲章を遵守して積極的に義務を果す能力がある平和愛好國家の集合した機関でなければならぬ旨謳つてゐる。しかるに中共政權はこの憲章にはつまりと打ち出されてゐる崇高な精神に照らしてみても、全中國を代表してゐるといふ証拠は全然見当らない。中共は朝鮮で国連と戦ひ、国連に対する明らかな侵犯者としての烙印は依然としてそのままになつてゐる。のみならず、中共は武力によつてチベットを併呑し、インドシナに対し武力行使を敢行した。台湾、澎湖島に対してもまた武力を行使し、戦争も辞せずとの態度を棄ててゐない。他の國家ならびその市民に対する中共のやり口には毫末も寛容なところがなく、国連加盟諸國なら必ず實踐すると想われる善隣友好の精神は全くみられない。

仮りに中共政權が国連において全中國を代表することを許容されれば、かれらは必ずや安保理事会において拒否権を有する理事國となつてしまふであらう。この理事会は正義と國際法の原則に順拠し

平和と安全を維持するといふ重大な責任を与えられている。

しかし、国連に敢て叛道を試みた救うべからざる侵略者の立場を維持し、正義と国際法の最も歴然たる破壊者である政權に対し、もしこの崇高な責任が与えられたとしたら、このことは洵に愚劣怪奇と云わざるを得ない。しかも今日国連の責任は徐々に増大の一途を辿っている。このような秋に中共に不和の種を蒔き散らすような機会を与えることは、この増大する責任を果す所以ではない。

米国の政策は米国は素より自由諸国の利益のみならず、アメリカとは歴史的にも長い年代に亘つて友好的な紐帯を結びついている中国自身も利益をもよく勘案して推進されているのである。

## 別紙六

### 日米間通商について

昭三三三  
一三

外国貿易就中米國との貿易關係が、日本經濟に占める重要性については今更述べるまでもなく米國政府において充分認識しおられるところである。

日米兩國の貿易商品構造について見るに日本は米國より小麦、大麦等の食料、綿花、鉄鋼石、石炭、屑鉄等の重要原材料及び産業近代化に必要な機械等を輸入し、これら米國商品に対する安定した市場を提供している。他方日本の米國に対する輸出は纖維製品、農水産物、雜貨等概ね中小企業生産にかかるとして消費物資を中心として構成されており、これらは米國市場の動向に極めて敏感に左右されるものである。

他方數量的にこれを見るに、従来の日米貿易は絶えず日本側の入超に終始し、一九五五年以来日本の輸出の伸張によつて輸出入のギャップは大分狭められているが日本にとつて前途必ずしも樂觀を許さない。

日本としては、米國市場の特性と日本經濟にとつての重要性にかんがみ、對米輸出については、米國における同種産業との摩擦を避けるため、輸出數量、品質、價格、取引方法について常に細心の注意を払つて措置して來たし、今後ともこの方針を繼續して行くつもりであるが、にもかかわらず、最近の日本の輸出伸張に伴い激化される輸入制限運動については、日本として重大なる關心を持たざるを得ない。

従来日本は米國政府が自由通商政策に確固たる態度をとつて來た

事実を高く評価すると共に、日本のガット加入に際しても格段の協力を惜しまなかつた事実について全幅の感謝をしているものであり、日本としても GATT、IMF との協力を通ずる貿易の自由化に力を致すべく心掛けていきたい。右に関連し、米国における日本商品輸入制限運動が、ガット規約三十五条の援用国に対し、その援用撤回拒否の悪い口実を与えるとすれば極めて遺憾なことである。

又対中共貿易については別途申述べるが、対ソ国交も正常化された現在、ソ連との経済関係の緊密化の要請は、従来の対中共貿易拡大の要請とともに、経済的な問題を超えて政治的な要素を含むものであるだけに、米国における日本品排斥運動は、一部の左翼論者に恰好の口餌を与える結果となることを恐れるものである。

われわれは日米の経済関係が互惠互譲の基礎の上にありますます緊密

化し、拡大発展することを希望するが故に、米国内におけるいわれなき輸入制限運動が両国の友好的なる関係を阻害することなきよう、これが実現措止のため米国政府の全幅的なる協力を期待するものである。殊に客年来米国の南部の二州において実現している日本繊維製品差別州法は、両国間に存する友好通商航海条約の神聖性を傷つけるものであるだけに早急にこれが是正方要望するものである。

なお又経済的に強固なる日本が米国及び世界自由陣営諸国にとって有する意義については申すまでもなきこと故、わが国経済のため絶対必要なる物資（例えば屑鉄のごとし）の入手についてはできるだけの好意的考慮を煩わしたく、又綿花借款、電力借款の例に見るが如く、これら重要物資の輸入をフアシリテートするが如きクレディットの提供等については、政府ない至はわが方民間よりのアプローチある際はできるだけの御配慮を煩わしたい。

対中共貿易について

(昭三三三一五 経二)

一 中国大陸との貿易は、わが国としては、米國を中心とする自由諸國との協調に支障を与えぬ範圍で、わが國經濟の健全化、自立化の見地から行つてゐる。

二 中国大陸が中共政權の支配下に入つてからは、貿易上の諸条件が激変してゐるので、わが國としては、中共貿易に対して勿論戦前の如き老大な期待を抱いておらず、又、自由諸國との貿易を基幹とするわが國貿易構造、通商政策を何等変更する一例えば主要物資の市場轉換をはかる等一意図は有してゐない。

併しながら、中国大陸は、わが經濟にとつて不可欠である粘結炭、鉄鉱石、大豆、塩等の重要原料の豊富且つ低廉な供給源の一つであり、これを入手することはわが國經濟にとつてのみならず、

極秘



自由諸國全体の立場より見ても有利であるところ、この入手のためには中共に対して見返品の輸出を行わなければならぬ。わが國としては、この見返品は、出来るだけ戦略性のないもの又はその度合の低いものをもつて充てる方針としているが、中共における經濟建設が進むに従つて次第にわが國に対し高度の禁輸品を見返りとして要求する傾向にあり、又中共はソ連その他のソースから逐次これ等品目を手に入れている傾向にあるので、現在の日米間の中間取極をもつてカバーし得ぬある種の禁輸品の例外輸出を行わねば前述の重要物資の入手が困難になりつつある。

これに対応するため、わが國としては、ソ連に対しては輸出できるが、中共に輸出できない品目、例えば木造船、研磨材、石油化学製品、計測器、工作機械、発電機等を見返品として考慮すべ

き必要がある次第である。

これ等品目の輸出は、単に見返りとして重要なるのみならず、わが国の中小企業及び若干の基幹産業の健全化のためにも是非必要であり、且つ右輸出品目の大部分は中国大陸以外に輸出困難か又輸出不振のものである。

わが国としては合理的禁輸統制には協力を惜まぬものであるが、共産主義と闘うためには国内経済の安定が何より必要なりとの見地から、現行の統制を緩和合理化することを強く希望している。特にチャイナ・デファレンシアルは単に不合理なるのみならず、以上のようにわが国経済にとつてもその廃止の必要がますます増大しており、この経済上の要請に逆行することは、国内政治上も非難的となり勝て、引いては反米感情に利用される惧なしとし

ない。また、関係国間においてもその不合理性が指摘され、そのためにこそ、ややもすると西欧諸国の統制の歩調を乱れ勝にして  
いる嫌がある。

このようにわが国にとっては勿論、自由諸国間の利益の爲にも  
チャイナ・デフアレンシアルの廢止を要望する次第である。

# 極秘

## 參考資料 一

(ソ連、中共の動向を中心とする世界情勢判断)

ソ連外交の平和共存政策への転換それ自体は、ソ連共産主義の内在的变化を示すものにほかならないが、同時に米國を中心とする自由陣營の強固なる團結、特にその軍事的結合力のソ連軍事力に対する優位がかかるソ連の外交政策転換を余儀なくせしめたことは疑のないところである。

ソ連としては、今後自己陣營内における反ソ的動きに対しては、ハンガリー事件にみられぬ如く、直接的武力行使をも許さないであろうが、外部に対しては、依然として平和共存主義を表看板として、専ら自由陣營諸國間の團結の弛緩と、アジア、アフリカ、グループを中心とする中立主義的諸國の反西歐的傾向を利用し、米、英、仏等の主要自由諸國の世界政治における孤立化を図ることを通じて主力を注ぐものとみられる。

かかるソ連の基本的政策の下に極東においては、ソ連、中共が当面日本に対しては勿論、東西対立の最先端にある南鮮、台湾、南ヅ

トナムに對しても直接的武力侵略を企圖することは考えられざるところである。

日本がソ連、中共にとり、極東における究極的、かつ、最高の狙いであることは疑いの余地はないが、当面は専ら日本國民の反米感情を助長しつつ、日米離間、すなわち日本の中立化を目的とする巾の広い平和攻勢を展開するものとみなければならぬ。特に中共は日本國民の中國大陸並びに中國國民に對する郷愁ないしは親愛觀を最大限に利用し、今後ますますその平和攻勢を強化することが予想される。

かくて当面の國際情勢は、表面的緊張緩和の現状を維持し、日本に對する武力侵略を含み、世界的規模における大戦の危険は遠のいているとみるべきであるが、世界共產化は依然としてソ連、中共の共通した究極目標であることに疑いの余地はなく、従つて東西の對立關係に根本的变化が生ずることは期待しえず、かえつてその内政的複雑性を増すものとみなければならぬ。

# 極秘

参考資料 二

(日本国民の対米感情)

日本国民の大多数が米國との友好関係を希望していることに疑いの余地は存しないと同時に、日本<sup>米</sup>の眞の協力関係の発展強化を阻害している主要なる要因が同じく日本の國民感情の側に内在していることも否定しえない事實である。

日本国民の対米感情の底流をなす要素は、次の二点に要約することができると。

- (1) 日本非武装化政策より再軍備政策への米國対日占領政策の急激なる転換並びに占領に引続く大規模なる米軍の駐留<sup>米</sup>日本の防衛力増強に対する米國のある種の圧迫とが日本国民一般に米國の世界政策、特に対日政策は専ら軍事的戦略的考慮のみ支配されているとの印象を与えがちであり、その結果日本国民の大多数は基本的に反共的立場にあるにかかわらず、米國との協力は専ら日本が米國自身の軍事的利益に奉仕するものであり、かかる協力関係の増進は、日本を戦争の犠牲に導くものなりとの莫然たる潜在

的危惧の念を一般日本國民に生ぜしめるに至つてゐる。

このことは、ソ連、中共の平和攻勢、日本國民の強烈なる戦争に対する嫌惡と相まつて、日本國民を中立主義的傾向に導いてゐることは否定しえない。

(2) 敗戦に伴う長期の占領を経験し、さらに引続いて米軍駐留下にある日本國民は、未だに日本は米國の支配下でありとの対米従屬感を脱却するに至つてゐない。特に安保条約下における日本の防衛態勢は、日米間の不平等性の象徴としてみられている。すなわち安保条約は日本の意志には拘りなく、米國が恣意的に在日米軍を使用する権利を許容したものであり、また日本自体の防衛計画は全く米國の指圖と圧力により左右されたものなりとの印象を与えられている。

以上の如き、國民感情を根底として、原水爆実験、軍事基地問題、沖繩土地問題などの一連の事象がさらに國民感情を刺戟し、少くとも表面的には日本の國民感情がますます反米的傾向に向いつつあるかの如き現象を呈しているのが現状である。

# 極秘

## 参考資料 三

### (日米共同声明の骨子)

一 日米兩國政府は、世界的規模における戦争の危険が遠のいたことを認めつつも、東西の基本的対立関係が依然として存在していることにかんがみ、世界平和維持のためには自由諸國が引続きその團結を維持強化すべきことを再確認した。

二 日米兩國政府は、兩國共通の基本的政策は、極東における平和と安全の維持を通じ、世界平和に寄与することに存し、安全保障に関する日米の協力は、極東における戦争防止がその第一義的目的であり、兩國は極東における現状を変更する意圖をもつて、自らその武力を行使するいかなる計圖をも有せざるのみならず、世界の他の地域におけると同様、極東においても自國の政策を他國に強制することを目的として、武力を行使せんとするいかなる國の企圖をも支持するものにあらざることを確認した。

三 米國政府は、過去数年間における日本の防衛増強に対する努力の結果、並びに日本の國連加盟に伴い安全保障条約締結当時と比



較し、情勢が著るしく変化し、特に日本防衛のための日本の自主性が向上したことを認めた。両国政府は、日米兩國共通の利益のために安保条約を改訂することに意見の一致をみた。右改訂に伴い両国政府代表により構成される日米安全保障委員会を設置することとなつた。

右委員会において、日本政府の策定した（策定すべき）日本の防衛計画を基礎として、陸上戦闘隊<sup>部</sup>の全面的撤退を含む在日米軍の漸進的撤退計画を協議すべきことについても意見の一致をみた。

右の協議を通じて、在日米軍の軍事基地の日本自衛隊への移管を含む返還計画が明らかにされることが期待される。

四 さらに日米兩國政府は、安全保障問題に限らず、日米間にはより広汎なる分野において、兩國の利益増進と世界平和への寄与のための協力の分野が存することを確認した。

両国政府は、東南アジア諸国国民の福利増進が世界の平和と繁栄の不可欠の要素であることについて意見の一致をみた。

五 両国政府は、極東における平和の維持に重要なる関連を有する

諸問題について意見を交換したが、両国政府はあくまでも武力行使の手段を避けつつ、問題の平和的解決について、今後継続的に卒直なる意見交換と協議を行うべきことについて合意をみた。

六 日本政府は、沖縄が極東における安全の維持のため、不可欠の軍事的重要性を有することを認めるとともに、米国政府はかかる軍事的要件を満足に充足するためには、一般民政について住民の満足と支持をうることが不可欠であることを認識し、沖縄に対する施政権を可及的すみやかに日本に返還することについて、原則的に同意した。

米国政府は、沖縄の施政権を究極的に日本に返還することを目標として、段階的に沖縄の統治に対し、日本政府を参画せしめる用意があるので、その具体的計画について、両国政府がすみやかに協議を開始することについて意見の一致をみた。

また米国政府は、可及的すみやかに小笠原諸島の施政権を日本に返還することに原則的に同意し、右実現までの段階において小

笠原島民の帰島をすみやかに可能ならしめるための具体的措置を講ずることを約した。

七 米國政府は、日本の經濟發展のための日本國民の要望に対する支持と協力を約し、日本政府は、日米の協力を阻害せんとする悪意ある宣傳を破砕する確固たる決意を表明した。